

NARA CREDIT GUARANTEE REPORT 2025

奈良県信用保証協会レポート

ごあいさつ

奈良県信用保証協会 会長 村 井 浩



平素は奈良県信用保証協会の業務運営につきまして、格別のご理解とご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、当協会の最新のディスクロージャー誌「奈良県信用保証協会レポート2025」を作成いたしました。是非ご一読いただき、当協会の業務内容や各般の取組についてご理解を深めていただければ幸いに存じます。

昨年から日本銀行の政策金利が引き上げられ、金利のある世界が戻ってまいりました。一方、県内の中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境を見ますと、一部の業種で回復の兆しが見られるものの、多くの事業者が、原材料費等の上昇を十分に価格転嫁できていないことや、人手不足の深刻化、働き方改革による労働時間の減少に加え、世界経済全体の不確実性等から、引き続き予断を許さない状況にあると認識しております。

このような状況の中、当協会は、「企業とともに未来を拓く」との理念のもと、きめ細やかな金融支援と経営支援に注力しております。

新たに金融機関と協働し中小企業・小規模事業者をサポートする独自制度「アシスト保証」を創設したほか、経営者保証に依存しない保証を促進するなど、多様な資金需要に対する柔軟な資金繰り支援に努めております。

また、経営支援として、関係機関とともに立ち上げた「ならイノベーションプラットフォーム」において、事業者の多様な経営課題の改善をお手伝いするとともに、専門家派遣事業を強化するなど、中小企業者を総合的に支援しております。

当協会は、これからも関係機関と連携・協力して、中小企業・小規模事業者の皆さまへの金融支援・経営支援に取り組み、信頼され必要とされるパートナーとして、本県地域経済の活性化のため、さらなる成長を目指してまいります。

引き続き、皆様からのご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和7年8月

NARA CREDIT GUARANTEE REPORT 2025

Contents

■ 奈良県信用保証協会の概要	2
■ コンプライアンス態勢	4
■ 個人情報保護	6
■ 信用補完制度のしくみ	8
■ 中期事業計画	10
■ 年度経営計画	12
■ 当協会の主な取組	16
■ 信用保証の動向	26
■ 2024年度決算	30
■ 信用保証業務の概要	34
■ 役員等名簿	42
■ 組織機構図	43
■ 事務所のご案内	44

奈良県信用保証協会の概要

プロフィール

令和7年3月31日現在

法人格	信用保証協会法に基づく特殊法人
基本財産	229億円
保証債務残高	33,356件 3,753億円
保証利用企業者数	16,229企業
常勤役員	5名
職員	64名
事務所	奈良市法蓮町163番地の2

あゆみ

昭和24年12月 3 日	「財団法人奈良県信用保証協会」設立認可 事務所 奈良市橋本町16番地（南都銀行内）
昭和27年 7 月 5 日	事務所移転 奈良市東向中町8番地（県森林組合連合会内）
昭和28年11月 1 日	事務所移転 奈良市東向中町6番地（大和経済倶楽部内）
昭和29年 7 月15日	信用保証協会法に基づく法人組織変更認可 名称「奈良県信用保証協会」
昭和47年11月25日	新事務所落成 新事務所：奈良市法蓮町163番地の2
12月 4 日	新事務所業務開始
平成 6 年 7 月 1 日	高田支店開設 事務所：大和高田市幸町2番地33号（奈良県産業会館内）
令和 4 年 3 月31日	高田支店廃止
令和 4 年 4 月 1 日	高田相談室開設
令和 5 年12月21日	高田相談室閉鎖



奈良県信用保証協会

基本理念

事業の維持、創造・発展に努める中小企業者に対して公的機関として、その将来と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、相談・診断・情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。

基本方針

経営の発展に努める中小企業者の現状を把握し、そのニーズに的確・迅速に対応するとともに、当協会の経営基盤の充実を図り、革新性や創造性を発揮できる人材の育成に努め、信用補完機関としての機能を十分に果たします。

- ① 適正保証の推進
- ② 期中管理への柔軟な対応
- ③ 実状に則した求償権回収
- ④ 業務改善と効率化の推進

シンボルマーク

平成26年度創立65周年の記念事業の一環として、当協会職員がシンボルマーク・キャッチフレーズを考案しました。



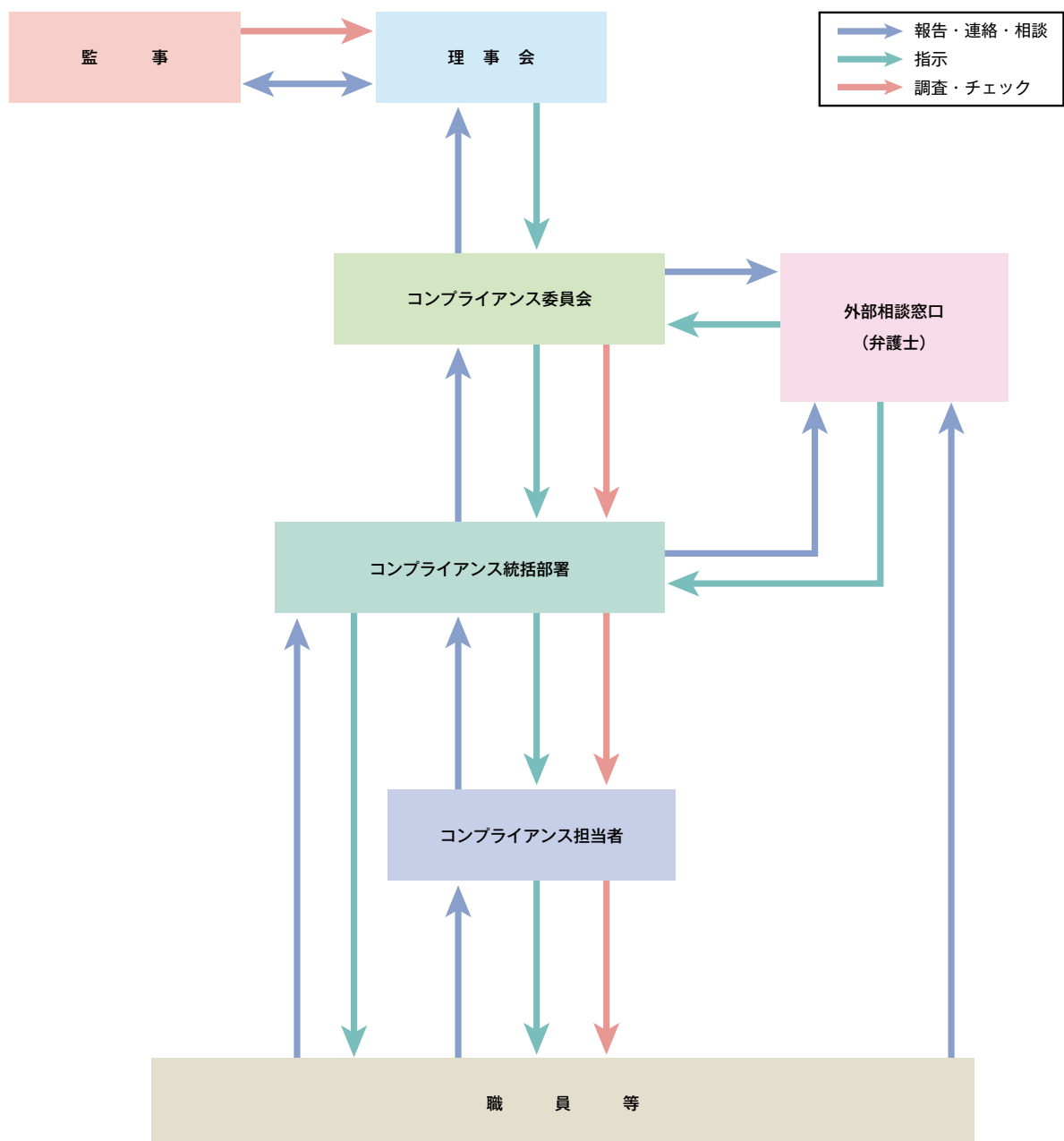
コンプライアンス態勢

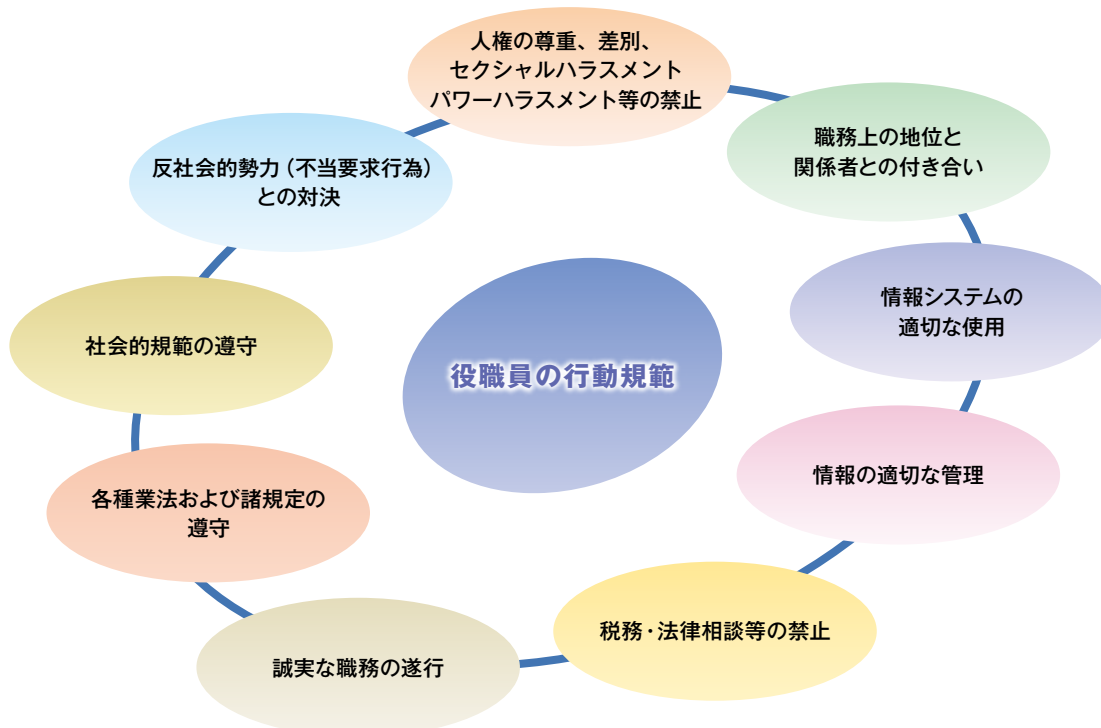
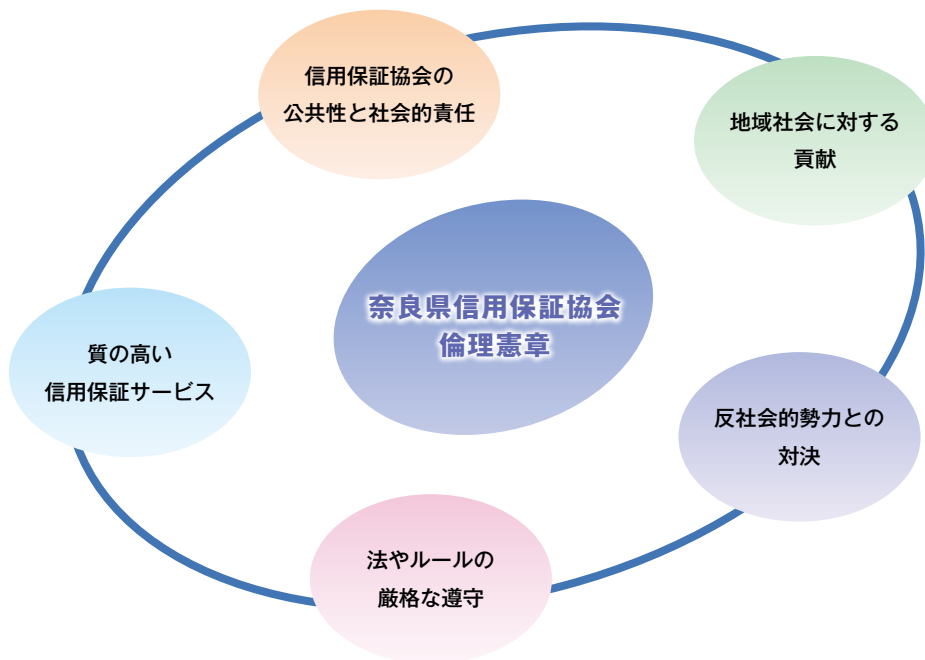
奈良県信用保証協会は、公的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じ揺るぎない信頼を確立するため、当協会役職員はコンプライアンスの実践に積極的に取り組んでいます。

このコンプライアンスを実践していくために「奈良県信用保証協会倫理憲章」を定め、「具体的行動規範」に基づいて行動しています。

また、コンプライアンスを推進するため、コンプライアンス委員会を設置するとともに、業務監査室を統括部署と定めコンプライアンス・マニュアルの整備や実践状況の把握に努めています。

コンプライアンス組織体制図





個人情報保護

個人情報保護宣言

奈良県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28.8.10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めます。

（１）個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

（２）個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示いたしません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

（３）個人データの適正管理

お客様の個人データ（当協会が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当協会が個人データとして取り扱うことを予定しているものを含む。以下本項において同じ。）について、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組を見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページまたは備え付けのパンフレットの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に記載しておりますのでご覧ください。

（４）個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように、定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組を見直します。

（５）個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき、個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には適正な取扱いを確保するため、契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は、当協会窓口に着置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口を持参または郵送ください。
- ・個人データの開示および利用目的の通知につきましては、実費相当額(1件につき300円)をいただきます。

(7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。
調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- ・お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。
調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- ・お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ・(6)(7)の具体的な手続につきましては、当協会ホームページまたは備え付けのパンフレットの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組めます。

(9) 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口について

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

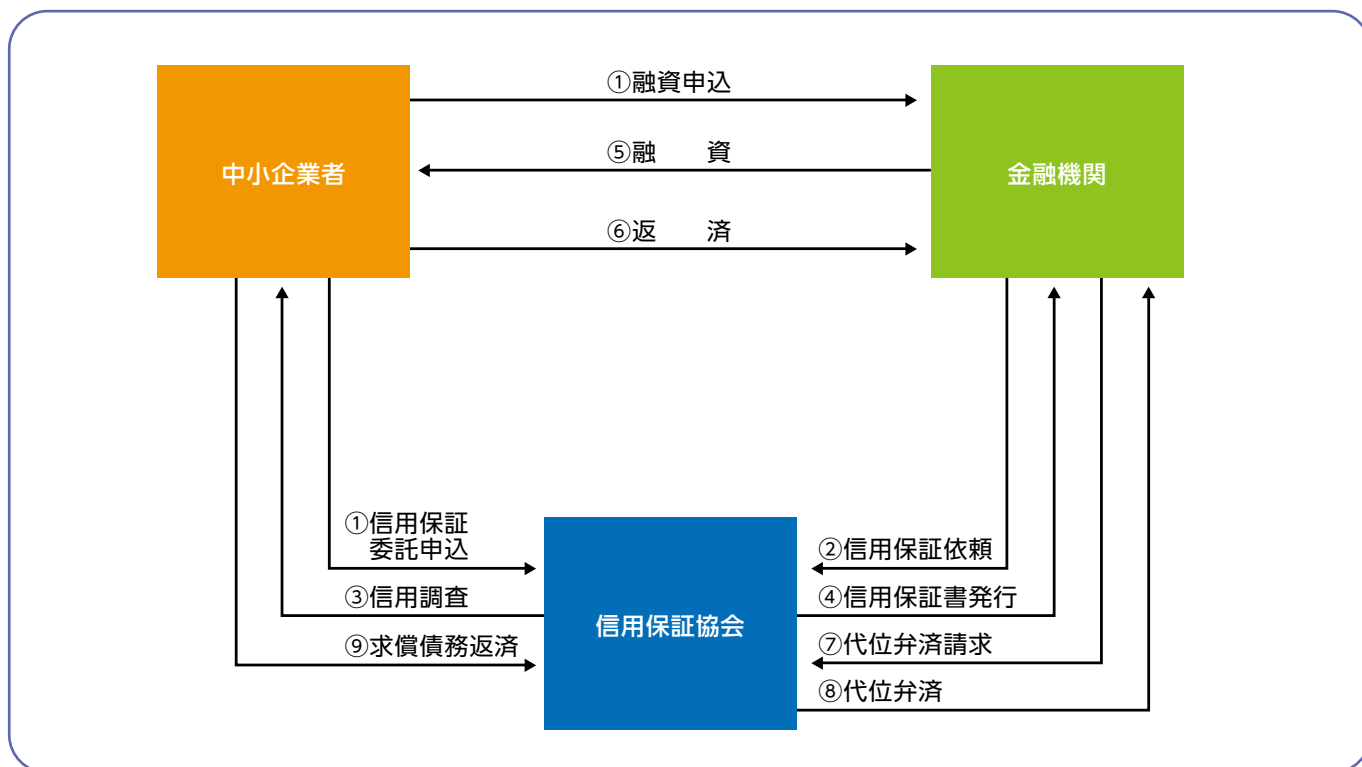
住 所	奈良市法蓮町163番地の2	電話番号	0742(33)0551	部 署 名	総務企画部総務課
-----	---------------	------	--------------	-------	----------



信用補完制度のしくみ

中小企業・小規模事業者が金融機関からの事業資金の融資を受ける際に債務を保証する「信用保証制度」と、これを国が出資する(株)日本政策金融公庫によって再保険する「信用保険制度」が連結した制度を、信用補完制度といいます。

信用保証制度のしくみ



- ① 中小企業者は、保証協会または金融機関に信用保証委託申込書による申込みをします。
一部の保証制度においては、市町村の商工担当課でも申込みをすることができます。
- ② 金融機関は、協会に信用保証の依頼をします。
- ③ 協会は、申込みのあった中小企業者に対して信用調査をします。
- ④ 協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めた場合は保証を引き受け、金融機関に対して信用保証書を発行します。
- ⑤ 金融機関は、信用保証書に基づいて中小企業者に融資します。このとき中小企業者は、所定の保証料を、金融機関を通じて協会へ納めます。
- ⑥ 中小企業者は、借入契約にしたがって金融機関へ借入金を返済します。
- ⑦ 中小企業者が倒産等によって借入金の返済ができなくなった場合、金融機関は協会に対して代位弁済の請求をします。
- ⑧ 協会は、この請求に基づき、中小企業者に代わって借入金の残債務を金融機関に支払います。これを「代位弁済」といいます。
- ⑨ 協会は、中小企業者に対する求償権を得て債権者となり、中小企業者は、協会に対して求償債務を返済します。

信用保険制度のしくみ



- ① 協会が中小企業者のために金融機関に対して行う債務の保証について、原則としてすべて保険関係が成立する旨の契約を協会と公庫との間で締結します。
- ② 協会が一定要件を備えた信用保証を行った際に、①の契約に基づいて公庫に保証通知を行うとともに信用保険料を支払います。
- ③ 協会が金融機関に対して代位弁済した際に、この事実を公庫に通知（事故通知）し、公庫に保険金を請求します。
- ④ 協会は、この請求に基づいて、公庫から保険の種類ごとに定められたてん補率（代位弁済額の元金の70%~90%）で保険金を受領します。
- ⑤ 協会は、保険金受領後に求償権を回収した場合は、てん補率に応じて公庫に回収金を納付します。

中期事業計画

中期事業計画（令和6年度～令和8年度）

業務運営方針

奈良県信用保証協会は、地域の中小企業者に対して引き続き資金調達を支援することに加え、新型コロナウイルスの影響等により借入負担が重く資金繰りに困窮している中小企業者に対しては、積極的に借り換えなどの資金繰り支援や問題解決のための経営改善支援、また、事業再生支援に注力するなど個々の実情に応じて関係機関と連携を図りながら迅速かつ柔軟に対応していきます。さらに事務の効率化・簡素化、利用者の利便性向上のため保証申込業務の電子化の取り組みや、持続可能な社会を実現するためSDGsへの取組をより一層充実させていきます。

そのためには、(1)【中小企業・小規模事業者の実情に応じた適切な支援の充実・強化】、(2)【地域に密着した業務の推進】、(3)【人事・組織の活性化と業務改善の推進】などが重要と認識し、諸施策を実施します。

こうした取り組みにより、中小企業者の成長発展のみならず事業の持続的発展を支援し、ひいては地域経済の持続的な成長と活性化に貢献します。

以上を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3ヵ年間に於いて、業務上の基本方針について、次に掲げる事項を主要項目として積極的に取り組めます。

（1）中小企業・小規模事業者の実情に応じた適切な支援の充実・強化

① 社会的要因により経営に影響を受けている中小企業者への支援強化

- ・新型コロナウイルス感染症や近年の人手不足、資源高・原材料高などにより、経営に影響を受けている中小企業者に対しては、実情に応じた保証制度の提案など金融支援に注力するとともに、中小企業者の状況によっては専門家を派遣を行うことにより、苦境に陥った原因を把握し改善策の策定を行います。また、必要に応じて支援機関とともに中小企業者に対し帯同訪問を実施します。

② 経営者保証に依存しない保証の推進

- ・「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、中小企業者が一定の要件を満たした場合には、経営者保証に依存しない保証を引き続き推進します。また令和5年度に創設された「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」や「スタートアップ創出促進保証制度」についても利用を促すため積極的に金融機関に対し働きかけを行います。

③ 創業支援の充実強化、事業承継者への円滑化支援、円滑な撤退支援

- ・創業相談及び創業計画策定に関するアドバイスなどの支援により、将来の地域経済を担うことが期待される創業希望者をバックアップし、地方創生に貢献します。創業後間もない中小企業者に対しては、金融機関と連携したモニタリングや専門家派遣などにより、事業が軌道に乗るまで金融支援と経営支援の両面から継続的にサポートします。
- ・経営者の高齢化による事業承継が課題となる中、「奈良県事業承継・引継ぎ支援センター」と連携を強化し事業承継に係る制度を活用することなどにより、円滑な事業承継を後押しします。また事業の先行きが見通せない中小企業者に対しては、経営者自らが廃業を望む場合には円滑に廃業できるよう支援策を講じます。

④ 経営支援関連データの蓄積と分析及び活用

- ・各部門における経営支援の効果的な実施に対する検証を行うため、以下の項目においてそれぞれ目標値を設定するとともに、必要に応じて追加支援などの検討を行います。
 - i) 経営支援部門
令和4年度、令和5年度に専門家派遣事業を実施した中小企業者の専門家派遣前と3年後の決算書を比較することにより効果検証を行います。効果検証指標としては、CRDの財務点数を用いることとし、点数が上昇した中小企業者数が60%以上となることを目標とします。
 - ii) 創業支援部門
令和5年度に創業保証制度により支援した創業者の内、3年後の事業存続率が95%以上となることを目標とします。

⑤ 中小企業者の状況に応じた求償権管理・回収の促進

- ・完済見込みのない定期弁済を続けている求償権保証人に対しては、各種ガイドラインの活用により回収の最大化を図ります。また、回収見込みのない求償権債務者に対しては、管理事務停止や求償権整理を進め、回収の効率化を行います。

⑥ 求償権先の再生支援

- ・回収担当者は、求償権先の再チャレンジ支援のため、事業再生の意識を常に持つとともに、各種ガイドラインに基づく事業再生や債務整理等に適切に対応し、事業継続先に対しては、「求償権消滅保証」を活用した事業再生支援にも取り組みます。

(2) 地域に密着した業務の推進

① 中小企業者との接点強化

- ・従来以上に直接的な接点を大切に、中小企業者への訪問や対話を通じた実態調査により、個々の経営実態の把握に努めます。中小企業者のニーズに沿ったタイムリーな信用保証を行うほか、ライフステージに応じて、積極的に資金繰り支援、経営支援を提供していきます。

② 金融機関・関係機関等との連携強化

- ・金融機関との対話や勉強会を積極的に実施し、情報共有を図ることで中小企業者の実情を把握するとともに、金融機関と協働で中小企業者を継続的に支援するため、審査担当者はプロパー融資と保証付き融資を柔軟に組み合わせる提案を行うなど信用保証協会と金融機関とがそれぞれ適切な役割分担を担えるように努めます。
- ・「奈良県中小企業活性化協議会」とは、資金繰りや財務内容が悪化しつつある中小企業者の情報共有を密に行うとともに、案件相談会などを通じ早期に再生支援に着手します。
- ・さらに「奈良県中小企業支援ネットワーク」及び「ならイノベーションプラットフォーム」の事務局として仲介機能を発揮するとともに、各支援機関が一体となって中小企業者を支援していく体制を強化します。

③ 顧客満足度の向上

- ・中小企業者からの保証申込については迅速に対応するとともに、これまで以上に金融機関や支援機関と中小企業者の経営課題や事業特性、及び今後の支援方針などの情報交換を行い、中小企業者にとって最も適した支援策を講じることにより顧客満足度の向上を図ります。

④ 広報活動の充実

- ・情報の発信対象（金融機関、関係機関、中小企業者）を意識して効果的な媒体（紙、HP、SNS等）を活用し、計画的かつ体系的に広報活動を展開します。信用保証協会が果たす役割や経営支援の内容などの具体的な取組を広く発信することで認知度の向上を図ります。

(3) 人事・組織の活性化と業務改善の推進

① 組織の活性化と強化

- ・職員による各種プロジェクトチームの組成や職員間の意見交換会等の活動を通じて、職員相互のコミュニケーションの機会を増やし、組織の活性化を図ります。さらに、職員のメンタルヘルスクアやモチベーション向上に配慮した組織風土を醸成し、全職員が働きやすい職場環境づくりに努めることで組織の強化を図ります。

② 人材育成による組織力の強化と職員の資質向上

- ・各種研修への参加や外部講師による講演会の開催、及び資格取得の奨励等により、信用保証協会職員として必要となる知識を習得して能力開発を図るとともに、企業診断、経営・再生支援業務を担える人材の育成を図ります。

③ デジタル化の推進

- ・情報システムの安定的かつ効率的な運用に努めるとともに、RPAの積極的な活用やワークフローシステムの導入により業務の効率化や生産性を高め、人材をより有効に活用することで顧客サービスの強化につなげます。
- ・また、金融機関との協議を進め、保証申込業務の電子化を実現するとともに、電子化実現後においても、システムセンターと連携し基幹システムの安定稼働に努めます。

(4) その他

① 役職員のコンプライアンス態勢の徹底

- ・信用保証協会業務の公共性に対する十分な認識の下、コンプライアンスの徹底に努めます。コンプライアンスプログラム及びコンプライアンス委員会、コンプライアンス担当者会議に基づく活動を通して、役職員のコンプライアンス態勢の強化及び意識の向上を図ります。

② 内部検査の実効性向上

- ・内部検査においては、被検査部門との共同作業であることを念頭に、対話によって事実関係を正確に把握します。不備事項の発生が認められた場合には、原因の精緻な分析により実効性の認められる改善策を提案することに取り組み、合理性の観点で事務効率化によって生産性向上につながる提案型の検査体制を強化します。

③ 危機管理体制（BCP）の強化

- ・災害等発生時に迅速な復旧ができるよう、令和4年度に当協会の代理代表拠点を設置した滋賀県信用保証協会やシステムセンターと連携して定期的な訓練を実施するとともに、事業継続計画（BCP）の点検・見直し・周知徹底を図ること等により実効性を確保します。

④ 反社会的勢力排除の推進

- ・「奈良県信用保証協会暴力団等排除対策協議会」や「奈良県暴力団追放県民センター」など関係機関との連携を図り、毅然とした態度で反社会的勢力者との関係遮断に取り組みます。また反社会的情報の収集を継続し、データベースの充実を図ります。

⑤ SDGsの推進

- ・信用保証協会の公共性と社会的責任を正しく認識し、中小企業支援や社会貢献活動を通じて地域におけるSDGs活動に貢献します。

年度経営計画

令和7年度経営計画

1. 経営方針

1. 業務環境

① 奈良県の景気動向

財務省近畿財務局奈良財務事務所が発表した奈良県内経済情勢報告（令和7年1月判断）では、総括判断で「持ち直している」としています。「先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、持ち直していくことが期待されます。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞継続に伴う影響など、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっています。また、物価上昇、アメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」としています。

一方、厚生労働省奈良労働局が発表した雇用情勢については、「令和7年1月の有効求人倍率は1.20倍で全国の1.26倍は下回ったものの、近畿ブロックの1.16倍は上回っています。奈良県内の雇用情勢については、引き続き求人が求職を上回って推移している状況が続いているものの、今後も物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある」としています。

② 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

令和6年（1月～12月）の県内企業の倒産状況（負債額1,000万円以上）は、東京商工リサーチの調べによると、倒産件数は110件で対前年比6.8%増（7件増）、負債総額は138億4,300万円で、対前年比93.7%増（66億9,600万円増）となり、倒産件数は3年連続増加、負債総額も、大型倒産が発生したことにより令和2年以来4年ぶりに100億円超えとなりました。

中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業者」という。）にとっては、コロナ禍から社会経済活動の正常化が進む一方で、物価高、人手不足、賃上げ、金利の上昇傾向など、今後も予断を許さない厳しい経営環境となっています。

2. 業務運営方針

当協会は、金融支援はもとより、各中小企業支援機関等とも緊密に連携しながら、中小企業者への適切な支援体制を構築し、創業支援や事業承継支援などの施策を充実させることで、中小企業者の持続的発展・成長をトータル的にサポートし、地域経済の回復と活性化に貢献していきます。

特にコロナ禍の影響等により借入負担が重く資金繰りに困窮している中小企業者に対しては、積極的に借り換えなどの資金繰り支援や経営支援に注力するなど個々の事情に応じて迅速かつ柔軟に対応していきます。

また、信用保証協会は公的機関であるとの使命を常に認識し、中小企業者の利便性向上に寄与するため、協会組織の活性化、危機管理体制やコンプライアンスの強化、デジタル化、SDGsの取組等を積極的に推進していきます。

以上を踏まえ、令和7年度における各業務部門の基本方針を以下のとおりとしました。

① 保証部門

中小企業者との個別の接点を重視し、そのライフステージに応じた資金需要に対し、金融機関や関係機関との連携を強化し、国や地方公共団体等の保証制度を適切に活用するとともに、保証申込に際しては、経営者保証を不要とする取組の推進、経営実態や事業内容を十分踏まえた評価を行うなど、保証審査業務の充実に努めます。また、保証申込手続きの電子化を推進し、より迅速に資金需要に対応します。

② 経営支援・期中管理部門

当協会が主体的に経営支援、事業再生支援の必要性を検討のうえ、金融機関との連携により中小企業者の情報を共有し、経営支援が必要な場合には早期に経営改善を促し、各支援機関と共同で支援を行います。

資金繰り支援にとどまらず、「奈良県中小企業支援ネットワーク」及び「ならイノベーションプラットフォーム」の事務局として仲介機能を発揮し、「経営改善支援」「事業再生支援」「再チャレンジ支援」に積極的に対応します。また、専門支援機関との連携により、「事業承継支援」に引き続き取り組みます。

③ 回収部門

コロナ禍による借入負担、物価高、人手不足などの影響で引き続き代位弁済の増加が予想されることから、経営支援・期中管理部門との連携のもと早期に回収可能性を見極め、回収に着手します。回収見込みがない求償権については、時宜を逸することなく適正に管理事務停止を行うなど、より効率性を重視した管理回収に取り組みます。

また、事業継続中の求償権債務者や再チャレンジを目指す求償権債務者に対しては、事業再生の可能性を探り、再生が見込める場合には「求償権消滅保証」等により積極的に再生支援に取り組みます。

④ その他間接部門

協会の使命を果たすために、コンプライアンス態勢の更なる充実を図ります。また、災害等の発生に備え、危機管理体制の整備を行います。加えて、デジタル化を加速させて、業務の効率化を高めることで、組織の活性化に繋がります。

2. 重点課題

保証部門

①現状認識

コロナ禍からの社会経済活動が正常化に向かう一方で、物価高、人手不足や人件費高騰等の影響により先行きが不透明な中、中小企業者の経営実態や事業内容を十分に踏まえつつ、継続的な資金繰り支援に取り組む必要があります。特に、業績回復が遅れている中小企業者に対しては、金融機関と連携し、実情に応じた支援を効果的に行う必要があります。

デジタル化や環境問題、生産性の向上など中小企業者の付加価値向上に繋がる資金ニーズにきめ細かく対応するとともに、中小企業者の積極的な事業活動を後押しするため、経営者保証を不要とする取扱いを一層進める必要があります。

また、保証業務の電子化を推進することで、中小企業者や金融機関の利便性向上に努めることが求められます。

②具体的な課題

- 1) 金融機関との協調による中小企業者への継続的な資金繰り支援
- 2) 中小企業者との接点強化
- 3) 金融機関・関係機関等との連携強化
- 4) 経営者保証に依存しない保証の推進
- 5) 顧客満足度の向上

③課題解決のための方策

- 1) 金融機関との協調による中小企業者への継続的な資金繰り支援
 - ・プロパー融資と信用保証付き融資を組み合わせた国の「協調支援型特別保証制度」や当協会独自の「アシスト保証制度」の活用を積極的に推進することで、保証協会と金融機関における適切なりリスク分担を図り、中小企業者の多岐にわたる経営課題に対応した資金需要に継続的に応えます。

また、持続可能な社会へ向けた課題解決に取り組む中小企業者を対象とした、奈良県制度「SDGs推進資金保証」を推進します。

- 2) 中小企業者との接点強化
 - ・中小企業者への実態調査、モニタリング等のあらゆる機会を通じ、中小企業者との接点を強化することで、経営実態の把握、信頼関係の構築に努め、個々の実情に応じた多様なニーズや課題解決に応え、適切かつ柔軟な支援を実現します。
- 3) 金融機関・関係機関等との連携強化
 - ・金融機関及び関係機関等との勉強会や情報・意見交換会などを継続的に開催することによって連携強化を図り、相談、診断、情報提供といった中小企業者の多様なニーズに的確に対応します。特に金融機関とは、勉強会や意見交換会に加え、日常的な対話や案件相談を通じて、適切なりリスク分担の認識を共有します。
- 4) 経営者保証に依存しない保証の推進
 - ・経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速するため、中小企業者に対し保証付融資において経営者保証の提供が必須ではないことを周知するとともに、「事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）」、「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」及び「プロパー融資借換特別保証制度」の活用を積極的に推進します。
- 5) 顧客満足度の向上
 - ・保証申込については迅速に対応するとともに、事前協議の更なる積極活用やペーパーレス、押印レスなどの手続きの簡素化など、保証利用者の目線に立った業務改善に取り組むことで顧客満足度の向上に繋がります。

経営支援・期中管理部門

①現状認識

借入負担の増加や原材料価格の高騰による厳しい経営環境下にある中小企業者にとって、年々深刻化する人手不足や後継者不在問題等の様々な課題が更なる負担となっています。これらの結果、資金繰りの逼迫を余儀なくされている中小企業者に対して、経営支援・期中管理の重要性は加速度的に増してきています。引き続き、金融機関をはじめ関係支援機関との連携・役割分担を図りながら、金融支援及び経営支援による一体支援を強力に推し進める必要があります。

また、創業意欲の喚起や事業承継の円滑化を図るため、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた環境整備にも注力する必要があります。

②具体的な課題

- 1) 創業支援の充実、強化
- 2) 経営支援、事業承継支援の充実、拡充
- 3) 金融機関・関係機関との連携強化
- 4) 経営支援関連データの蓄積と分析及び活用
- 5) 円滑な事業撤退支援への取組

年度経営計画

経営支援・期中管理部門

③課題解決のための方策

1) 創業支援の充実、強化

- ・創業セミナーの開催や個別相談の機会を充実させ、創業機運の醸成に繋がります。
- ・創業後5年未満の中小企業者に対しては、金利、信用保証料において有利な国や地方自治体の保証制度を活用して資金繰りの安定を図ります。また、個人保証の借入リスクのため起業をためらう創業者に対しては、経営者保証を不要とする「スタートアップ創出促進保証制度」の活用を推進します。
- ・保証後はモニタリングやフォローアップを実施するとともに、ライフステージに応じた経営課題の解決に向けて各種経営相談や専門家派遣等を行い、事業が軌道に乗るまで金融支援と経営支援の両面から総合的かつ継続的に支援します。

2) 経営支援、事業承継支援の充実、拡充

- ・経営に課題を抱えている中小企業者に対して、国の「経営改善支援事業」等による経営相談や専門家派遣等の経営支援をさらに強化し、「奈良県中小企業活性化協議会」・「奈良県よろず支援拠点」等の関係機関や金融機関との連携・協力・分担による「プッシュ型支援」に取り組みます。
- ・資金繰り計画作成等を支援する早期経営改善計画策定支援事業（いわゆるバリューアップ支援事業）を加速させます。「奈良県事業承継・引継ぎ支援センター」との連携により、計画的かつ早期の事業承継手続きの必要性を啓発するセミナーや勉強会を拡充します。また、同センター、税理士会等との連携による金融機関への働きかけや中小企業者・金融機関側からの相談を通じて、事業承継関連保証の推進を図ります。
- ・経営支援が必要な中小企業者に対し、個社の状況管理を一貫して行い、早期の段階で支援機関と連携し、支援メニューを提供できるよう協会組織体制を充実させます。

3) 金融機関・関係機関との連携強化

- ・金融機関及び関係機関等との勉強会や情報交換会の開催やトレーニーなどの人的交流の実施により、連携強化を図り、中小企業者の相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応します。
- ・役員による金融機関への訪問、相談、説明会をより積極的に行い、日常的な対話を通じて金融機関との連携強化、適正なリスク分担に努めます。

4) 経営支援関連データの蓄積と分析及び活用

- ・令和4年度、令和5年度に実施した専門家派遣事業の効果測定を行うため、専門家派遣実施前・後の決算書でCRD財務点数の比較・分析を行います。創業保証支援先に対しては、モニタリング、フォローアップを密に行い、事業存続率維持に寄与します。
- ・決算内容の悪化が認められる場合は、担当者がモニタリングを行うことにより現状を把握するとともに、必要に応じて再度経営支援メニューの提案や資金繰りの改善策を講じます。

5) 円滑な事業撤退支援への取り組み

- ・事業の先行きが見通せない中小企業者で経営者自らが廃業を望む場合には、円滑に廃業できるよう支援策を講じます。

回収部門

①現状認識

近年、代位弁済は増加傾向にあり、今後も過剰債務等に疲弊した中小企業者の経営破綻による代位弁済の増加が懸念されます。求償権については、有担保債権の減少、第三者連帯保証人の原則非徴求及び債務者等関係人の高齢化に加え、法的整理案件の増加などにより、回収を取り巻く環境は年々厳しさが増えています。このため、中小企業支援の観点から経営者の再チャレンジ意欲も確認しながら、新規代位弁済案件の回収方針を適切に見極められるよう、債務者等の資産・収入などを含め実情を的確に把握し、回収の可能性を判断したうえで、迅速かつ効率的な債権管理・回収を行います。

②具体的な課題

- 1) 回収の効率化、最大化 2) 管理事務停止、求償権整理の促進 3) 求償権先の再生支援

③課題解決のための方策

1) 回収の効率化、最大化

- ・代位弁済後の初動対応として、代位弁済後1ヶ月以内のアプローチを実践し、回収可能性の見極めを行い、反応のない求償権先には法的手続を検討します。また、早期回収、約定締結の可能性がある先については、代位弁済前に期中管理担当者と連携し、帯同訪問による調査を行い、早期回収、回収の最大化に努めます。
- ・一部弁済による保証債務免除ガイドラインの対応に取り組み、生活弱者、少額弁済者など将来的に完済見込みのない案件については、資産・生活状況を調査し、分割返済も含めた柔軟な対応を行います。

2) 管理事務停止、求償権整理の促進

- ・回収の効率化及び実効性を高めるため、弾力的な損害金減免の提案や将来に亘り回収見込みがない案件などについては適正に、管理事務停止、求償権整理を行い、注力すべき求償権を絞り込むことで管理コストの圧縮に繋がります。

3) 求償権債権の再生支援

- ・事業再生のため自助努力に取り組んでいる求償権債務者については、決算書（申告書）を徴求するとともに業況把握に努め、債務者の意向を聴取しながら再生の可能性を探ります。必要に応じて専門家派遣の提案や他の支援機関の協力を得ながら、経営改善が進んだ求償権債務者については「求償権消滅保証」を活用した再生支援に取り組みます。

その他間接部門

①現状認識

信用保証協会の社会的使命とその役割を果たすべく、中小企業者に寄り添った支援を行う公的機関として、役職員のコンプライアンス態勢の強化と意識の向上、行動規範の遵守に努めるとともに、反社会的勢力の排除に努め、また自然災害などに備えた危機管理体制の整備・充実を図る必要があります。

多様化する中小企業者のニーズに対応できる知見を有する人材育成に努め、組織力の向上を図るとともに、信用保証協会経営の健全性を確保するため、業務の生産性の向上を図る必要があると認識しています。

「顔の見える保証協会」像を目指し、ホームページや動画配信を活用し、当協会の取組や支援の最新情報や経営支援事例、地域で活躍する中小企業者紹介など、事業活動に有益な情報発信に努め、顧客サービスの向上を図る必要があります。

● その他間接部門

② 具体的な課題

- 1) 積極的な広報活動の実施
- 2) デジタル技術活用による業務の効率化、生産性の向上
- 3) 組織の活性化と強化
- 4) 人材育成による組織力の強化と職員の資質向上
- 5) 役職員のコンプライアンス態勢の徹底
- 6) 内部検査の実効性向上
- 7) 危機管理体制（BCP）の強化
- 8) 反社会的勢力排除の推進
- 9) SDGsの推進

③ 課題解決のための方策

- 1) 積極的な広報活動の実施
 - ・各種メディアを有効活用することに加え、広報全般においてオリジナルキャラクターを使用した積極的な広報活動を展開し、親しみやすさの醸成、社会的認知度向上に努めます。また、発信対象者を意識したホームページや情報誌の作成を心がけ、金融支援や経営支援等、協会が担っている役割や具体的な取組を広く発信するほか、顧客満足度及び利便性の向上に取り組みます。加えて、随時更新するLINEを活用した情報発信により効果的な広報活動を行います。
- 2) デジタル技術活用による業務の効率化、生産性の向上
 - ・限られた人的リソースで日々多様化する中小企業支援業務に対応していくため、RPAやワークフローなどのデジタル技術を十分に活用するとともに、「業務IT化プロジェクトチーム」を核にして、更なる業務効率化や生産性向上に取り組みます。また現在、全国信用保証協会連合会が主体となって導入を進めている「信用保証協会電子受付システム」については、金融機関と密に連携を図りながら、安定稼働並びに導入拡大に取り組みます。
- 3) 組織の活性化と強化
 - ・職員によるプロジェクトチームの組成や意見交換会等の開催、活動を通じて、職員相互のコミュニケーションの機会を増やし、組織の活性化を図ります。さらに、職員のメンタルヘルスケアやモチベーション向上に十分配慮した組織風土を醸成し、全職員が働きやすい職場環境づくりに努めることで、組織の活性化と強化を図ります。加えて、将来的な人員の構成を見据え、継続的な職員採用を実施します。
- 4) 人材育成による組織力の強化と職員の資質向上
 - ・全国信用保証協会連合会等の外部研修への参加や通信教育の受講を積極的に活用することにより、業務に活かせる知識の習得を目指します。また、中小企業診断士の養成及び信用調査検定等の資格取得を推進するためのバックアップ体制を継続していきます。このほか、業務に的確に対応できる人材を育成するための内部研修会の充実を図ります。
- 5) 役職員のコンプライアンス態勢の徹底
 - ・信用保証協会の公共的使命と社会的責任を認識するとともに、役職員の自覚と意識に基づき社会規範を遵守し、コンプライアンスを重視した透明性の高い組織を目指します。そのために、「コンプライアンス・プログラム」を計画的かつ確実に実践し、コンプライアンス態勢の充実、強化に取り組みます。
 - ・役員・管理職によるコンプライアンス委員会では、コンプライアンス・プログラムの実践状況を検証し、課題については、改善策を検討します。役職員を対象とした研修を開催するほか、「コンプライアンス・チェックシート」の活用により全職員の理解度を定期的に確認、調査します。
- 6) 内部検査の実効性向上
 - ・内部検査の実効性を向上させるために、検査部門（業務監査室）が問題点を指摘するだけでなく、被検査部門と対話を重ねコミュニケーションを図りながら問題事項の発生原因を究明し、事務効率化、生産性向上に繋がる実効性の高い改善策を策定します。
 - ・新たに、事務リスクの回避、事務の改善・向上を目的とした各部署の職員による部内検査を実施することとし、職員の日常業務に対する意識を高めます。
- 7) 危機管理体制（BCP）の強化
 - ・自然災害等の緊急事態発生時に備えた事業継続計画（BCP）に基づいて、訓練や研修等を継続的に実施することで、危機管理体制の強化を図るとともに、当該計画について職員への周知を徹底します。
 - ・安否確認システム（緊急連絡網等）を活用しながら、被災時に備えた実施訓練を行い、事業継続計画（BCP）の実行性を高めます。
 - ・令和5年1月に滋賀県信用保証協会との間で締結した「基幹システムに係る代理代表拠点の相互運営に関する業務協定書」に基づき、被災した場合には代理代表拠点（臨時事務所）において信用保証業務を継続して遂行するための訓練を引き続き実施します。
- 8) 反社会的勢力排除の推進
 - ・反社会的勢力に関する情報は、新聞記事及びインターネット情報等の公開情報を中心に収集・蓄積し、反社会的勢力による保証制度の不正利用を未然に防止します。
 - ・今年度においても「奈良県信用保証協会暴力団等排除対策協議会」を開催し、奈良県警察や奈良県暴力団追放県民センターとの連携強化を図り、反社会的勢力の完全排除に取り組みます。
- 9) SDGsの推進
 - ・当協会が行ったSDGs宣言に基づき、SDGs関連保証制度の推進や社会貢献活動、清掃活動などの環境保全への取組を通じて、地域におけるSDGs活動に貢献します。
 - ・グリーンボンドやソーシャルボンド等、環境や社会に配慮した債券を購入することにより、環境問題等に取り組む企業を支援します。
 - ・「健康優良企業銀の認定」の取得を目指して、引き続き職員の健康づくりに取り組みます。

3. 保証承諾等の見通し

令和7年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下の通りです。

項 目	金額（百万円）	対前年度計画比
保 証 承 諾	80,000	100.0%
保証債務残高	337,000	90.6%
代 位 弁 済	7,000	107.7%
回 収	800	114.3%

当協会の主な取組

1. 保証推進の取組

① 保証推進キャンペーンの実施

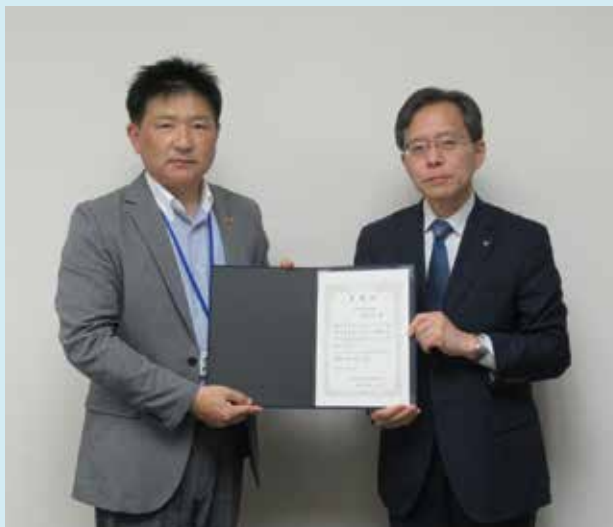
適正保証の推進を図るため、令和6年9月1日に金融機関と協調し、県内中小企業・小規模事業者の資金繰りの安定と発展のサポートを目的とした保証制度である「アシスト保証」を創設しました。

保証制度名 「アシスト保証」

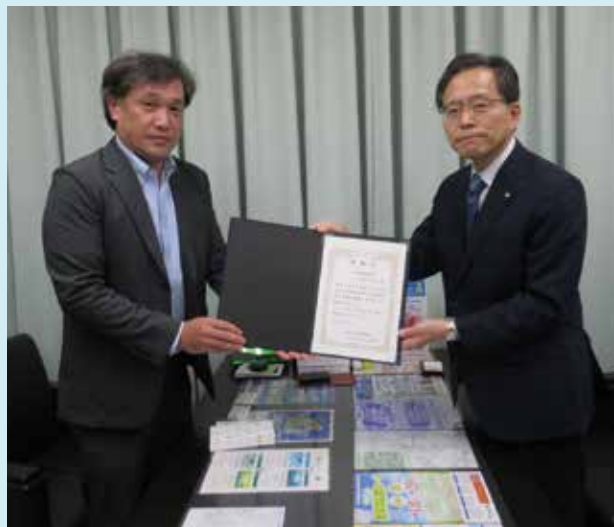


② 金融機関協力店舗感謝状贈呈について

県内中小企業の金融の円滑化並びに信用保証業務にご協力をいただいた金融機関に、感謝の意を表し、感謝状の贈呈を行っています。



左 奈良信用金庫 生駒支店 山本博隆支店長
右 奈良県信用保証協会 会長 村井浩
令和7年5月28日



左 大和信用金庫 西大寺支店 谷井勝一支店長
右 奈良県信用保証協会 会長 村井浩
令和7年5月28日

③ 金融機関・関係機関との連携体制の強化

金融機関へ訪問、意見交換会及び勉強会、県内信用金庫との事前相談会を行い、意見交換を行いました。また、商工会議所及び商工会ならびに奈良県よろず支援拠点、中小企業活性化協議会との連絡会議や意見交換、経営指導員向けの勉強会なども実施いたしました。

④ 連携協定の締結

○令和6年4月18日

三宅町 創業支援に関する連携協定

左から

森田浩司	三宅町長
高田知彦	奈良中央信用金庫理事長
松谷幸和	当協会前会長
三浦 博	日本政策金融公庫奈良支店長



⑤ 女性創業支援チーム「陽～kirari～」

創業を考えている女性及び創業後3年未満の女性创业者の支援を目的に、女性創業支援チーム「陽～kirari～」を令和2年4月に設立しました。女性ならではの感性や経験を活かして支援ができるよう取り組んでいます。



(i) 女性創業セミナーの開催

○令和6年8月1日

奈良商工会議所内

講師 伊藤弥生 公認会計士



当協会の主な取組

2. 経営支援・再生支援・創業支援の取組

①「奈良県中小企業支援ネットワーク」

「奈良県中小企業支援ネットワーク」は、県内の中小企業者に対する経営支援策や再生事例などの情報を23会員相互で共有し、協調して中小企業の再生支援に取り組むことで、県内経済の活性化に寄与することを目的としています。

当協会が事務局となり、平成24年8月に発足しました。

(i) ネットワーク会議の開催

定期的に参加機関における経営支援・再生支援等の取組について、事例報告や情報交換を行い、県内全体の経営改善スキルの向上に努めています。



第26回 令和6年12月12日

第27回 令和7年3月7日

② 外部専門家の無料派遣事業

当協会をご利用いただいている事業者が抱える各種課題等について、専門的な知識と経験を有する外部中小企業診断士、税理士、社会保険労務士、公認会計士、行政書士、デザイナー、コーディネーター等を派遣することにより課題の解決を図ります。派遣回数は1案件あたり8回を上限とし、派遣費用は当協会が全額負担しています。

ご活用いただける方
保証協会を利用している中小企業者の方または、保証協会を利用して創業を予定している方。

専門家の派遣費用 無料
専門家に係る費用については、一部のメニューを除き、保証協会が全額を負担します。

相談できる専門家
中小企業診断士・公認会計士・社会保険労務士・税理士・フードコーディネーター・パッケージデザイナー・ITコーディネーター等

専門家派遣の流れ
1. 申し込み：本協会に依頼又は保証付き融資のご利用のある意向機関を通じてお申し込みください。
2. 無料相談：希望するアドバイス内容や企業が抱える課題のヒアリングし、課題解決に最適な専門家を選定します。
3. 派遣実施：経営課題に応じた専門家を最大8回（初回を含む）派遣します。
派遣終了後、保証協会がフォローアップを行います。

奈良県信用保証協会
〒630-8668 奈良市法橋町163-2 TEL 0742-33-0559
【ホームページ】 <https://www.nara-cg.or.jp> 【奈良県信用保証協会】

なら専門家派遣サポート事業 無料
お悩み・課題の解決
保証協会が専門家と一緒にサポートします!
奈良県信用保証協会による経営支援 無料

創業
お店を立ちたい
融資したい
何から始めたらいい?
創業後、事業が思うようにいかない

経営改善
資金繰り
ブランディング
売上アップ
事業承継

販売促進
SNS活用
商品開発
パッケージデザイン

③ 創業後のフォロー支援

当協会では、創業者様の経営安定化のために、創業後も一定期間の支援活動を継続しています。具体的には、創業関連の保証制度をご利用いただいた事業者に対し、営業開始後約6か月が経過した時点で、担当者が訪問または面談させていただき、モニタリングを通じた伴走型の支援を行っています。

創業者様と共に経営課題に対する問題解決を図り、事業計画の達成を目指して取り組むことで、事業の成長と発展につなげます。

令和6年度は116社にモニタリングを実施し、サポートいたしました。



④ 創業塾へ講師参加

保証協会の役割及び保証制度、モニタリングやフォローアップの支援、専門家派遣事業等の説明を行い、当協会について理解を深めていただくことを目的に、県内で開催された商工会議所・商工会をはじめとする支援団体主催の創業塾に当協会職員が講師として参加しております。

令和6年度は計16回、参加いたしました。



⑤ ビジネス交流会への出展

当協会や信用保証制度をより多くの方に知っていただくため、関係機関が主催するビジネス交流会へ出展し、パンフレットや冊子等を配布・説明してPRを行いました。

「大和ビジネス交流会」

主催：大和高田商工会議所 後援：奈良県
令和6年11月8日 奈良県産業会館



当協会の主な取組

3. 広報活動の取組

① 公式LINEによる発信

協会では、コミュニケーションアプリ「LINE(ライン)」の公式アカウントを開設しています。保証制度や創業・経営支援、各種イベントなどの情報を随時配信しております。

ぜひ、友だち登録をお願いします。



LINE QRコード

② 保証四季報の発行

協会の統計資料やお知らせなどを掲載した保証四季報を四半期毎に発行しています。



③ 「信用保証ハンドブック」「パンフレット」「チラシ」の作成

協会の概要、保証制度、経営支援、創業支援の広報用リーフレットを作成、金融機関をはじめ、関係機関にお配りしております。



④ 広告の掲載

新聞、関係機関の機関誌などに定期的に広告を掲載しています。



⑤ きらっと輝く企業紹介

当協会HP「きらっと輝く企業」ページにて奈良県信用保証協会で行っている創業支援、専門家派遣、事業承継、経営支援をご利用いただいた事業者様を記事と動画により紹介しております。



⑥ メディア出演

(i) 奈良テレビ「ならフライデー9」生出演

令和6年12月6日、奈良テレビ放送の情報番組「ならフライデー9」のうち「南かおりのお仕事図鑑」コーナーにて当協会職員が生出演し、協会業務内容やご利用いただいた事業者様を紹介しました。



(ii) テレビCM放映

当協会創設75周年を機に令和6年7月18日から12月3日までの期間、奈良テレビ放送で当協会の新しいテレビCMを放映いたしました。



当協会の主な取組

4. SDGsの取組

① SDGs宣言

奈良県信用保証協会は、令和4年4月1日に「企業とともに未来を拓く」という理念のもと、持続可能な開発目標(SDGs)の趣旨に賛同することを宣言し、信用保証協会の公共性と社会的責任を正しく認識し、信用保証を通じて地域経済の持続的発展に貢献いたします。

② SDGs制度の取組開始

持続可能な経済成長、産業化推進、パートナーシップの活性化へ貢献するために令和4年4月1日、SDGsに貢献する企業を応援するSDGs 関連保証を2種創設しております。



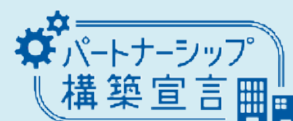
SDGs推進保証



中小企業特定社債保証
(SDGs貢献型)

③ 「パートナーシップ構築宣言」に賛同

令和5年12月20日に内閣府・経済産業省・中小企業庁などによる「パートナーシップ構築宣言」の趣旨に賛同し、当協会の宣言を「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト上に公表いたしました。



④ 奈良県いっせい地震行動訓練(NARA SHAKE OUT)参加

令和6年7月12日、地域における防災力の向上を図り、県民が安全に安心して暮らせる災害に強い奈良県をつくるため奈良県(防災統括室)主催の「奈良県いっせい地震行動訓練(NARA SHAKE OUT)」に参加しました。



⑤ 地域貢献

(i) 奈良マラソン2024へ団体ボランティアとして参加

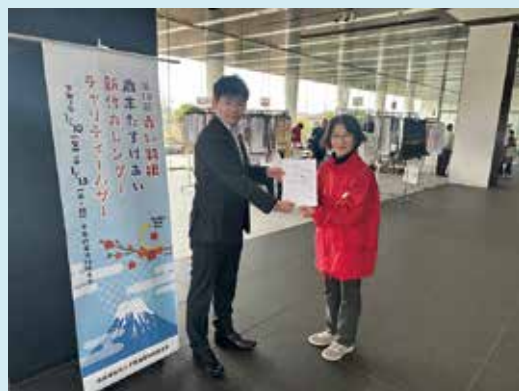
令和6年12月8日に開催された「奈良マラソン2024」に、当協会職員23名が団体ボランティアとして、第2給水所の給水スタッフとして参加しました。



(ii) 赤い羽根カレンダーチャリティーへ参加

地域貢献活動×SDGsへの取り組みとして、奈良県共同募金会の『赤い羽根歳末たすけあい新作カレンダーチャリティーバザー』に長年参加し、令和6年度は66点のカレンダーを寄贈いたしました。

当バザーでは、カレンダーの売上金が募金となり、福祉活動や困難な状況におかれた方々への支援に充てられます。



(iii) 地域清掃活動

毎月1回、原則第一水曜日の朝に事務所近隣の清掃活動を実施・継続しています。

また、令和6年11月23日には、親切・美化奈良県民運動推進協議会、「小さな親切」運動奈良本部、なら落書き防止活動ネットワーク、奈良県共催の「ふるさと美化運動」に参加しました。



⑤ 電気自動車(EV車)の導入

当協会のSDGsチャレンジ2024の取り組みである「地球温暖化対策 ECO活動で貢献！」の一つとして、CO2排出削減に貢献するため、公用車に電気自動車(EV車)を導入しました。



当協会の主な取組

5. IT・電子化の取組

① 認証付電子保証書交付サービスの取扱い実施

当協会では、金融機関に対して書面による保証書交付に代えて、認証付電子保証書の交付を行う認証付電子保証書交付サービスの取扱いを実施しております。

本サービスを利用することにより、保証決定後、金融機関はインターネット経由で即時に保証書の取得が可能となり、中小企業・小規模事業者様へのより迅速な融資実行に寄与します。

【現在取扱いを行っている金融機関(令和7年7月現在)】

南都銀行、奈良中央信用金庫、新宮信用金庫、京都銀行、みずほ銀行、奈良信用金庫、大和信用金庫、関西みらい銀行、紀陽銀行、りそな銀行、近畿産業信用組合、京都中央信用金庫

②「信用保証協会電子受付システム」の取扱い実施

当協会では、金融機関との間で「信用保証協会電子受付システム」を利用した保証申込の取扱いを実施しております。

本サービスを利用することにより、紙媒体の授受や申込書類の郵送以外での申込手続きが可能になり、融資実行までのリードタイム短縮により、中小企業者・小規模事業者様の金融の円滑化に寄与します。

【現在取扱いを行っている金融機関(令和7年7月現在)】

みずほ銀行、紀陽銀行、三井住友銀行、りそな銀行、関西みらい銀行、奈良中央信用金庫、新宮信用金庫、奈良信用金庫、大和信用金庫

6. その他の取組

① 第三者介入排除、反社会的勢力等の排除

(i) 第三者介入を排除

公平・公正・平等な保証審査の確保に努めています。

- ・ 第三者が介在した保証申込は、一切受け付けいたしません。
- ・ 信用調査時には第三者の同席、交渉はお断りいたします。
- ・ 保証審査に関する第三者からの問い合わせにはお答えできません。

(ii) 反社会的勢力等の排除

当協会は従来から暴力団、暴力団員等の反社会的勢力の排除に取り組んでおり、平成23年10月には信用保証委託契約書の暴力団排除条項を改正し、排除の強化に努めています。

また、啓もうするためのポスターを掲示し、中小企業者や関係機関等に周知を図っています。

②「外部評価委員会」の設置・開催

協会運営の透明性を一層高めるために外部評価委員会を設置し、年度経営計画の実施状況について評価を受け、その結果はホームページにおいて公表しています。

③「意見交換会」の開催

奈良県及び保証協会の担当者が参加して、地域の中小企業政策や融資制度等について意見交換を行っています。

④ 職員の人材育成

(i) 研修

当協会では、職員の人材育成を重点項目に掲げ、職員の知識、能力の向上を図るため、各種研修を実施しています。なお、令和6年度に実施した内部研修の主なものは次のとおりです。

- 「決算書と税に関する研修」 講師：税理士（非常勤監事）
- 「ハラスメント未然防止研修」 講師：顧問弁護士
- 「コンプライアンス研修」 講師：顧問弁護士
- 「最近の暴力団情勢及び対応についての研修」 講師：奈良県警察本部
- 「中小企業活性化協議会についての研修」 講師：奈良県活性化協議会
- 「中小企業経営診断システム(McSS)についての研修」 講師：一般社団法人CRD協会



中小企業経営診断システムについての研修



最近の暴力団情勢及び対応についての研修

(ii) 職員表彰制度

組織の活性化・職員のモチベーションを高め、協会全体の業績や生産性の向上につなげることを目的に、職員表彰を行っています。

令和5年度においても、「年度経営計画」、「年度KPI」などにおいて設定された目標に基づき、その達成状況や取り組んだプロセス等を考慮して表彰の選考を行いました。

⑤ BCPについて

滋賀県信用保証協会にてBCP訓練を実施

令和6年11月9日に当協会、自然災害（軽度のもの）により、当協会全館内に電力障害発生を想定したBCP訓練を実施しました。

令和5年1月20日に滋賀県信用保証協会とのBCP連携協定締結し、BCP連携協定の変更内容を中心に、災害発生から実際に滋賀県信用保証に出向き、ネットワークの切り替え、信用保証業務を行い復旧するまでを一連で実施しました。

当協会は信用保証業務の公共性に鑑み、緊急事態においても「ある一定水準の業務の継続性の確保」という社会的要請に応えるために、これらの訓練を毎年度実施することにより、BCPの実行性の向上を図っています。



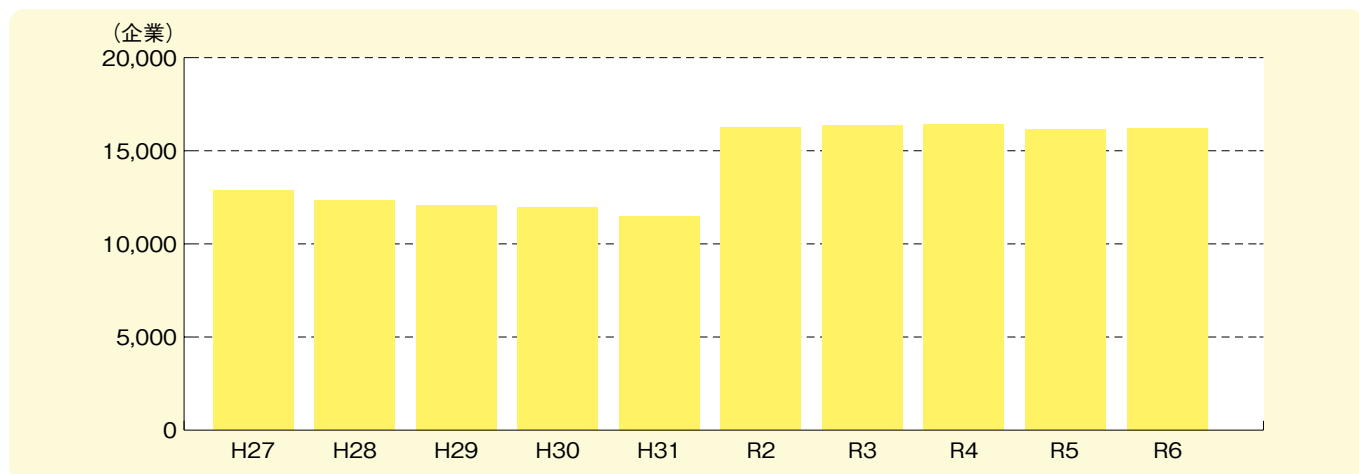
信用保証の動向

主要項目の推移(直近10年間)

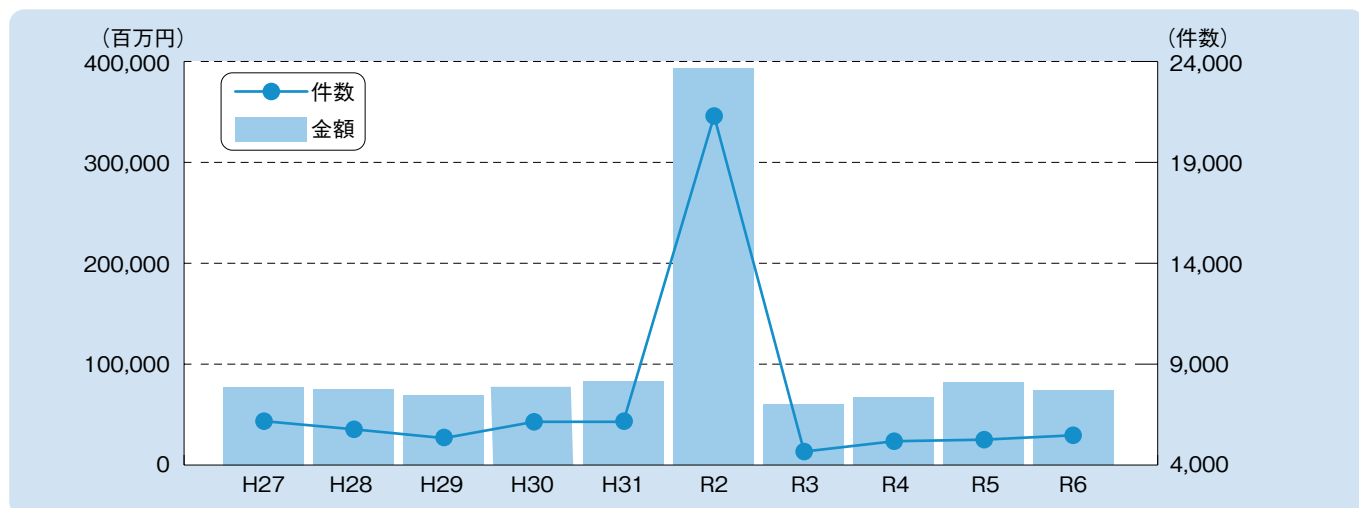
(単位:百万円)

年度	利用企業者数	保証承諾		保証債務残高		代位弁済 (元利計)		実際回収 (元金)
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	金額
H27	12,858	6,175	77,421	24,997	233,661	258	2,669	1,221
H28	12,349	5,782	74,716	23,408	224,328	285	2,852	1,128
H29	12,087	5,375	69,093	22,310	214,299	244	2,936	1,487
H30	11,973	6,145	76,450	21,987	213,558	248	2,814	1,031
H31	11,495	6,182	82,757	21,160	212,495	258	3,216	1,113
R 2	16,255	21,301	393,030	32,205	488,182	173	2,320	1,007
R 3	16,354	4,672	59,780	32,584	466,240	159	2,161	901
R 4	16,423	5,182	67,342	33,439	438,640	266	2,933	591
R 5	16,146	5,256	82,534	32,994	406,126	382	4,710	821
R 6	16,229	5,482	74,523	33,356	375,331	489	4,855	866

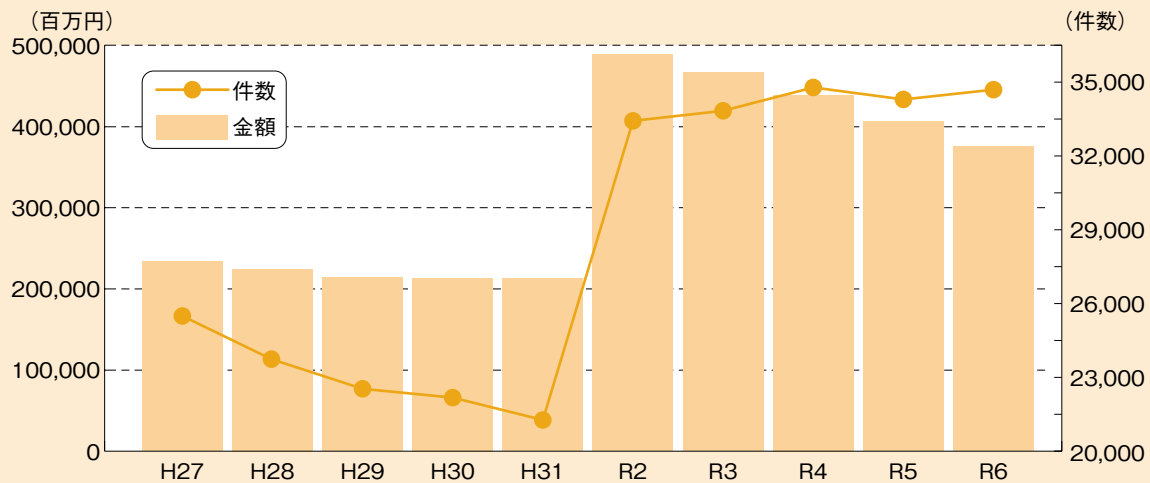
利用企業者数



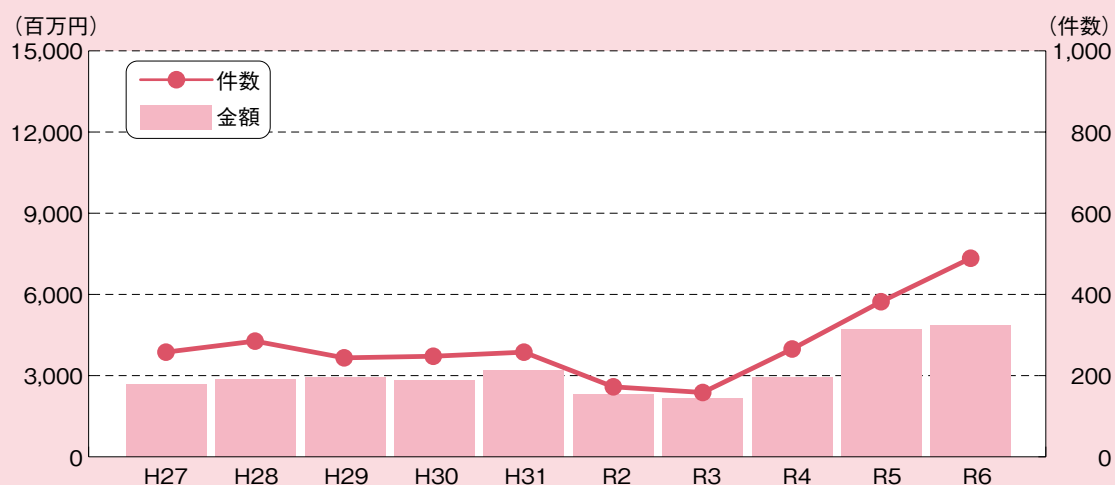
保証承諾



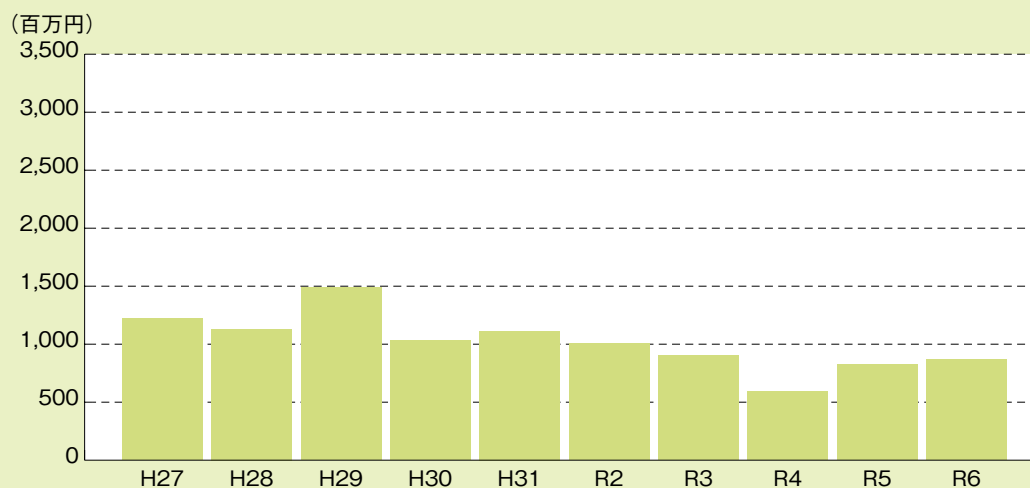
保証債務残高



代位弁済



実際回収



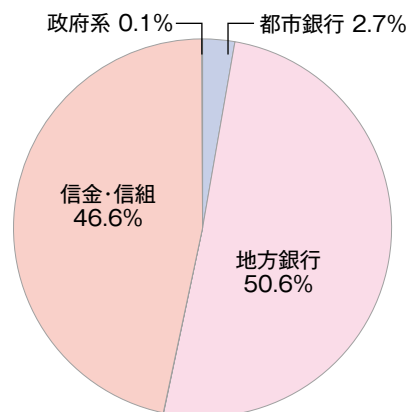
信用保証の動向

金融機関別保証状況(令和6年度)

保証承諾

	件数	金額(百万円)	
			前年度比(%)
都市銀行	58	2,044	61.8
地方銀行	1,994	37,684	89.0
第二地銀	3	19	5.3
信金・信組	3,424	34,732	95.2
政府系	3	44	79.4
合計	5,482	74,523	90.3

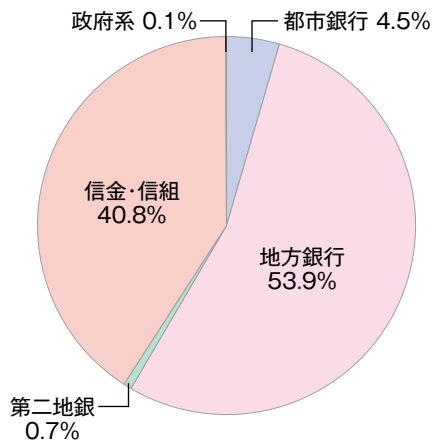
金額構成比グラフ



保証債務残高

	件数	金額(百万円)	
			前年度比(%)
都市銀行	914	16,949	85.0
地方銀行	15,392	202,397	91.6
第二地銀	179	2,612	79.8
信金・信組	16,840	153,074	94.7
政府系	31	300	91.9
合計	33,356	375,331	92.4

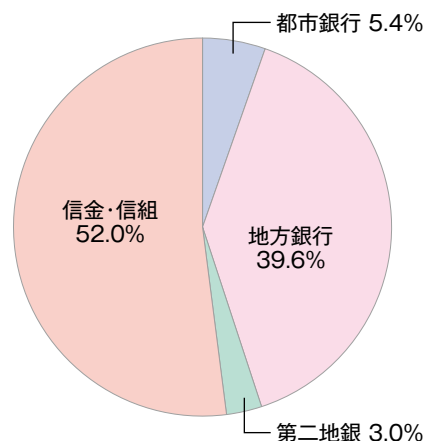
金額構成比グラフ



代位弁済(元利合計)

	件数	金額(百万円)	
			前年度比(%)
都市銀行	16	261	65.1
地方銀行	210	1,921	105.8
第二地銀	7	147	320.5
信金・信組	256	2,526	103.2
政府系	0	0	-
合計	489	4,855	103.1

金額構成比グラフ



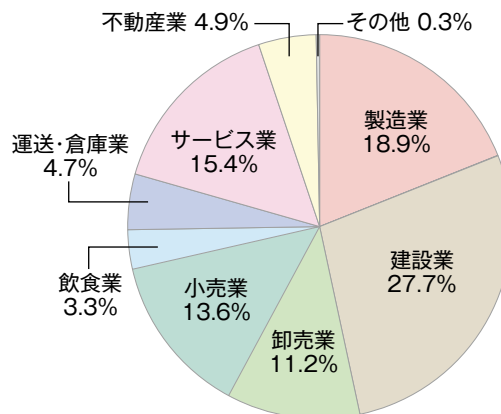
※金額について百万円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

業種別保証状況(令和6年度)

保証承諾

	件数	金額(百万円)	
			前年度比(%)
製造業	808	14,120	84.8
農林漁業	8	22	39.6
建設業	1,457	20,608	94.8
卸売業	456	8,371	90.2
小売業	764	10,114	93.2
飲食業	332	2,465	99.1
運送・倉庫業	174	3,492	70.8
サービス業	1,134	11,498	95.9
不動産業	317	3,617	87.5
その他	32	216	53.0
合計	5,482	74,523	90.3

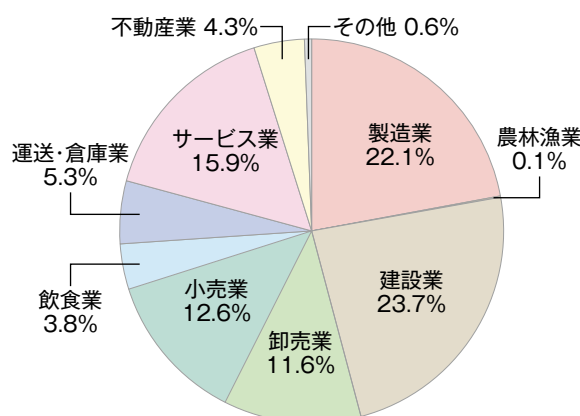
金額構成比グラフ



保証債務残高

	件数	金額(百万円)	
			前年度比(%)
製造業	5,914	82,870	91.1
農林漁業	58	414	84.8
建設業	7,830	88,834	93.3
卸売業	3,035	43,481	90.7
小売業	4,376	47,470	92.9
飲食業	2,353	14,373	93.3
運送・倉庫業	1,124	19,854	92.9
サービス業	6,934	59,805	93.3
不動産業	1,464	15,953	94.4
その他	264	2,262	86.6
合計	33,356	375,331	92.4

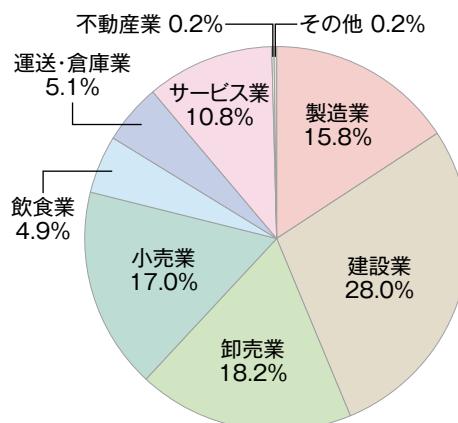
金額構成比グラフ



代位弁済(元利合計)

	件数	金額(百万円)	
			前年度比(%)
製造業	64	766	74.7
農林漁業	0	0	0.0
建設業	121	1,357	174.9
卸売業	65	883	174.8
小売業	91	824	99.4
飲食業	42	237	91.4
運送・倉庫業	18	246	41.3
サービス業	83	522	86.8
不動産業	4	9	7.3
その他	1	11	1064.3
合計	489	4,854	103.1

金額構成比グラフ



※金額について百万円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

2024年度決算

収支計算書

令和6年4月1日～令和7年3月31日

(単位:百万円)

支出の部

科 目	金 額
経 常 支 出	2,640
業 務 費	862
借 入 金 利 息	0
信 用 保 険 料	1,777
責 任 共 有 負 担 金 納 付 金	0
雑 支 出	0

経 常 収 支 差 額	1,596
経 常 外 支 出	7,607
求 償 権 償 却	4,785
譲 受 債 権 償 却	0
雑 勘 定 償 却	4
有 価 証 券 評 価 損	0
有 価 証 券 売 却 損	0
退 職 金	4
責 任 準 備 金 繰 入	2,454
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	355
そ の 他 支 出	6
経 常 外 収 支 差 額	△195

当 期 収 支 差 額	1,402
-------------	-------

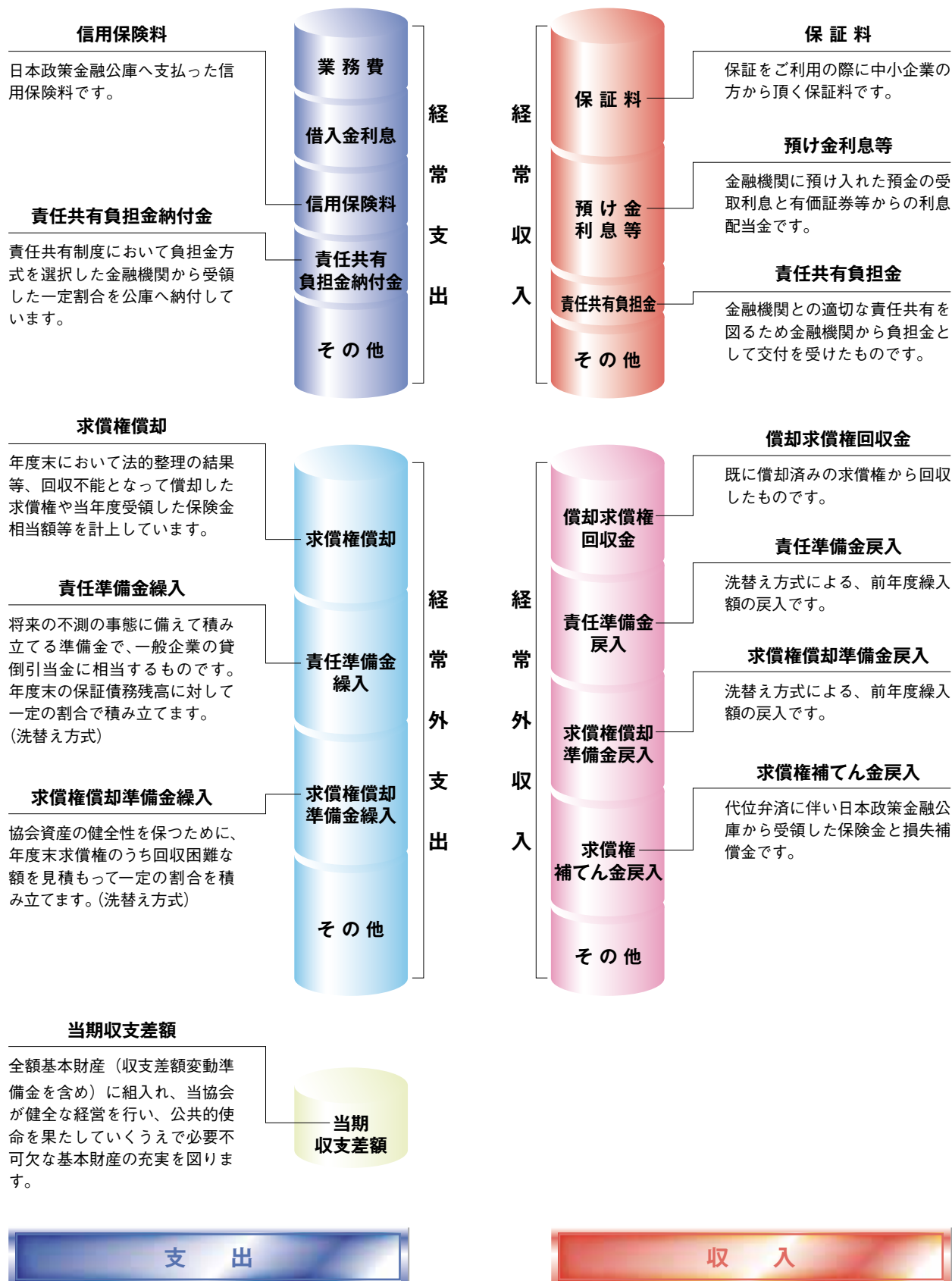
収入の部

科 目	金 額
経 常 収 入	4,236
保 証 料	3,569
預 け 金 利 息	22
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	255
延 滞 保 証 料	0
損 害 金	12
事 務 補 助 金	27
責 任 共 有 負 担 金	337
雑 収 入	14

経 常 外 収 入	7,412
償 却 求 償 権 回 収 金	85
責 任 準 備 金 戻 入	2,664
求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	321
求 償 権 補 て ん 金 戻 入	4,342
有 価 証 券 評 価 益	0
有 価 証 券 売 却 益	0
補 助 金	0
そ の 他 収 入	0
制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩 額	0
収 支 差 額 変 動 準 備 金 取 崩 額	0
基 本 財 産 繰 入 額	702

注) 記載金額は百万円未満切り捨てて表示しております。
そのため合計金額については、合致しない場合があります。

収支計算書の用語説明



2024年度決算

貸借対照表 令和7年3月31日現在

(単位:百万円)

借 方

科 目	金 額
現 金	0
預 け 金	16,028
金 銭 信 託	0
有 価 証 券	27,322
そ の 他 有 価 証 券	0
動 産 ・ 不 動 産	557
損 失 補 償 金 見 返	0
保 証 債 務 見 返	375,331
求 償 権	1,187
譲 受 債 権	0
雑 勘 定	809
合 計	421,234

注) 記載金額は百万円未満切り捨てて表示しております。
そのため合計金額については、合致しない場合があります。

貸 方

科 目	金 額
基 本 財 産	22,945
基 金	3,987
基 金 準 備 金	18,958
制 度 改 革 促 進 基 金	0
収 支 差 額 変 動 準 備 金	11,350
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
責 任 準 備 金	2,454
求 償 権 償 却 準 備 金	355
退 職 給 与 引 当 金	710
損 失 補 償 金	2
保 証 債 務	375,331
求 償 権 補 て ん 金	0
借 入 金	0
雑 勘 定	8,439
合 計	421,234

財産目録 令和7年3月31日現在

(単位:百万円)

資 産

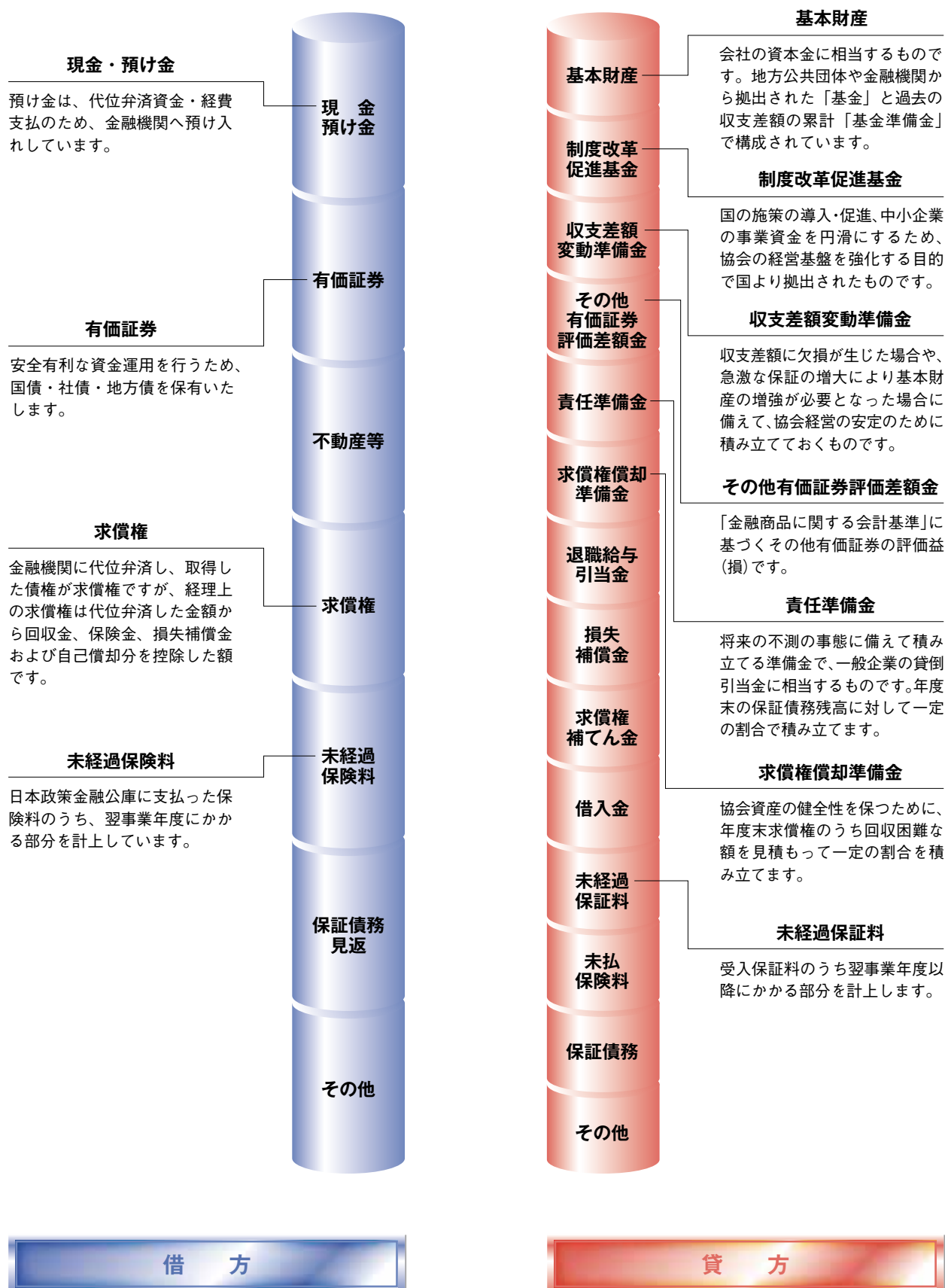
科 目	金 額
現 金	0
預 け 金	16,028
金 銭 信 託	0
有 価 証 券	27,322
そ の 他 有 価 証 券	0
動 産 ・ 不 動 産	557
損 失 補 償 金 見 返	0
保 証 債 務 見 返	375,331
求 償 権	1,187
譲 受 債 権	0
雑 勘 定	809
合 計	421,234

注) 記載金額は百万円未満切り捨てて表示しております。
そのため合計金額については、合致しない場合があります。

負 債

科 目	金 額
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
責 任 準 備 金	2,454
求 償 権 償 却 準 備 金	355
退 職 給 与 引 当 金	710
損 失 補 償 金	2
保 証 債 務	375,331
求 償 権 補 て ん 金	0
借 入 金	0
雑 勘 定	8,439
合 計	386,940
正 味 資 産	34,295

貸借対照表の用語説明



信用保証業務の概要

1. 信用保証をご利用いただける方

企業規模

法人の場合

資本金や従業員のうち、いずれか一方が下記の条件に該当していればご利用いただけます。

個人事業主の場合

常時使用する従業員が下記の条件に該当していればご利用いただけます。

業 種	資 本 金	従業員数
製造業等(建設業・運輸業含む)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに 工業用ベルト製造業を除く	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医療法人等	—	300人以下

- 1 家族従業員、臨時の使用人、会社の役員は従業員に含みません。
- 2 組合の場合は当該組合が保証対象事業を営むこと、又はその構成員の2/3以上が保証対象事業を営んでいれば申込み可能です。
- 3 資本金が上表の要件を超えている法人で、かつ、従業員が9割を超えている場合(《例》製造業においては271人)は別途従業員確認資料(※)が必要となります。
※従業員は、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」により確認を行います。
ただしこれにより難しい場合は、「貸金台帳」「健康保険・厚生年金被保険者報酬月額算定基礎届総括票」(提出先:日本年金機構事務センター)、「法人の事業概況説明書」(提出先:税務署)等の公的機関に提出する書類で確認します。
- 4 医療法人等とは医療法人及び医業を主たる事業とする社会福祉法人、一般財団法人又は一般社団法人をいいます。
- 5 有限責任事業組合(LLP)、宗教法人及び学校法人は保証の対象にはなりません。
- 6 平成27年10月1日から特定事業を行う中小規模のNPO法人が、信用保証制度を活用した融資を利用できるようになりました。
- 7 製造業等には、建設業、運送業、不動産業、倉庫業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅行業などを含みます。
(倉庫業の中の「物品預かり・駐車場業」は、常用従業員数100人以下、資本金5千万円以下となります)

営業経歴

現に事業を営んでいる中小企業者であればご利用いただけます(但し制度により営業経歴を定めているものもあります)。

営業住所

個人事業主の場合

奈良県内に住所又は事業所等がある場合は保証の対象となります。

奈良県内に本店または事業所を有する方が対象です。

法人の場合

本店の所在地や支店登記の有無にかかわらず、奈良県内において事業を行っている方を対象とし、法人の本店が単なる登記上の住所地のみで、事業の実態がない場合は保証の対象となりません。

業 種 ほとんどの業種が対象になりますが、一部ご利用いただけない業種があります。

非対象業種	具体的な業種事例
農 業	果樹栽培、きのこと製造（菌床栽培方式で工場の生産設備を有する場合は除く）、養鶏、養豚、養蜂、ブリーダー（犬の飼育業）など
林 業	育林、育林請負業等（素材生産および素材生産サービス業を除く）
漁 業	全業種
宗教・その他	宗教団体、政治・経済・文化団体 など
集金・取立業	公共料金に関する集金・取立業を除く

◆酪農（生乳生産）・養豚・養鶏・肉牛肥育・しいたけ栽培・きのこと類栽培・金魚養殖・淡水魚養殖業については、当協会では特別に保証対象としています。この場合は1企業者2,000万円を保証限度とし、担保の設定を原則とします。なお、取扱金融機関は、無保険保証取扱に係る「契約書」を締結している金融機関が対象となります。

◆令和2年5月15日より信用保証対象業種が拡大されています。

・風俗営業に係る飲食店等

「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」（昭和23年法律第122号）第3条第1項（風俗営業の許可）の適用を受けた飲食店（公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるものを除きます。）

※風営法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する営業許可証の確認が必要となります。

※性風俗関連特殊営業については引き続き信用保証対象外となります。

・場外車券・馬券・舟券売場、競走場等

競輪・競馬等の競走場、競技団、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業等

・パチンコホール等

ぱちんこ屋（パチンコ、パチスロ）、パチンコホールに準ずるもの

※風営法第2条第1項第4号及び第5号のいずれかに該当する営業許可証の確認が必要となります。

・上記以外

興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る）、易断業、観相業、相場案内場（けい線屋）、芸ぎ業（置屋及び検番を除く）、芸ぎ周旋業

◆令和5年8月7日より信用保証対象業種が拡大されています。

・金融、保険業

クレジットカード業・割賦金融業、金融商品取引業（補助的金融商品取引業を除く）、商品先物取引業・商品投資顧問業、補助的金融業・金融附帯業、金融代理業（金融商品仲介業に限る）

許認可 許認可等が必要な業種を営む方は、その許認可を受けていることが要件となります。

資金使途 事業経営に必要な運転資金と設備資金を対象にしています。生活資金、住宅資金、投機資金などは対象となりません。

次に該当する場合は、信用保証を利用することができません。

- ・法令に違反し、または著しく公序良俗に反すると認められる場合
- ・税金、社会保険料を滞納し、完納の見通しが立たない場合
- ・信用保証協会（他協会を含む）の代位弁済に対する債務の履行が終わっていない場合（※）
- ・銀行取引停止中（第一回目の不渡発生後6か月以内を含む）の場合
- ・保証協会の保証付債権、または金融機関のプロパー債権について延滞等の債務不履行がある場合
- ・破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理等の法的手続中のもの
- ・休眠会社
- ・信用保証委託契約書の「反社会的勢力の排除」の条項に該当する場合
- ・その他、信用保証協会が不適当と認めた場合

※再生支援案件として当協会が認めた場合については取扱いが可能です。

信用保証業務の概要

2. 信用保証料率について

信用保証料は、信用保証協会と中小企業者との信用保証委託契約に基づき、信用保証協会の保証をご利用いただく対価としてお支払いいただくもので、信用保証協会は、日本政策金融公庫に支払う信用保険料のほか、信用保証制度を運営する上で必要な費用に充当するものです。

信用保証料は、原則、融資実行時に全額を一括でお支払いいただきます。

但し、保証期限前に繰上償還により借入金を完済された場合など、当協会の規程により信用保証料の一部を返戻することがあります。

保証料率の決まり方

平成18年4月より、それまで原則として一律であった保証料率を、中小企業者の方の経営状況に応じて9段階の料率体系としております。

保証料率については、お客様の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）の情報を「中小企業信用リスク情報データベース（略称：CRD）」により評価し、その他外部要件を加味したうえで総合的に決定いたします。

中小企業信用リスク情報データベース(CRD)とは

平成13年3月、中小企業庁の発案により、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された中小企業に関する日本最大のデータベースで、全国51の信用保証協会をはじめ、金融機関など約180の機関が会員となっております。

CRDには、日本全国の300万社以上の中小企業の財務データが保有されております。このデータに基づき、皆さまの企業の信用リスクが計算されます。

保証料率

	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有基本保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有特殊保証	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
責任共有外基本保証	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※特殊保証とは、当座貸越・事業者カードローン・手形割引根保証のことです。

●保証料割引制度について

有担保割引

不動産担保の提供がある場合、一部の制度を除き0.1%（制度により0.02%）の割引を行います。

中小企業会計割引

会計参与設置会社に対しては、0.1%の割引を行います。

- 保証料弾力化の対象となる場合の基本的な保証料率です。
- 地方公共団体の制度保証、小口零細企業保証制度等については、保証料率が異なります。
- 平成19年10月より導入された責任共有制度により、表示方法を「保証金額の〇〇%」から「融資金額に対して〇〇%」へ変更しております。

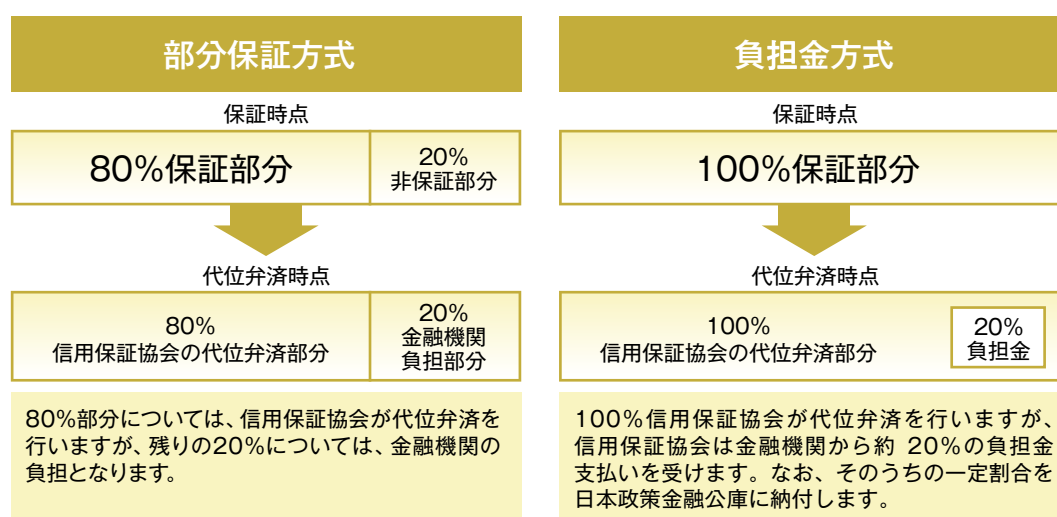
3. 責任共有制度について

信用保証協会の保証付融資について、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して、中小企業の皆さまの事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後の経営支援や再生支援といった中小企業の皆さまに対する適切な支援を行うこと等を目的に、「責任共有制度」が平成19年10月より導入されています。

従来は、お客様の借入金額に対して信用保証協会が100%保証を行っていましたが、制度導入後は、一部の保証制度を除いて80%保証となります。

部分保証方式は、個別貸付金の80%(一部の保証を除く)を信用保証協会が保証し、負担金方式は、保証時点では100%保証ですが、代位弁済状況に応じて、金融機関は信用保証協会に対し負担金を支払うことにより、部分保証と同等の負担を負うこととなっています。

なお、中小企業特定社債保証制度、流動資産担保融資保証制度は、金融機関の選択方式に係わらず部分保証となっています。



原則すべての保証が責任共有の対象となりますが、一部例外的に除外される制度があります。具体的には次の保証制度が責任共有制度の対象外となっています。

- 1) 経営安定関連保証(県セーフティネット保証) 1号～4号・6号
- 2) 災害関連保証
- 3) 創業関連保証(支援創業関連保証及び再挑戦支援保証を含む)
- 4) 特別小口保険に係る保証
- 5) 事業再生保証
- 6) 小口零細企業保証
- 7) 求償権消滅保証
- 8) 中堅企業特別保証
- 9) 東日本大震災復興緊急保証
- 10) 経営力強化保証制度(県経営改善支援資金)※
- 11) 事業再生計画実施関連保証制度(県再生支援融資保証)※※
- 12) 危機関連保証(県経済緊急資金[危機関連枠])

※ 「責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金(平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む)」を「経営力強化保証制度」で借り換える場合であって、信用保証協会の保証付の既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限ります。

※※ 「責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金(平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む)」を「事業再生実施関連保証制度」で借り換える場合であって、信用保証協会の保証付の既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限ります。

信用保証業務の概要

4. 経営者保証を不要とする取扱いについて

●保証時の取扱い

①	金融機関との連携による場合 【金融機関連携型】	下記の①または②のいずれか、および③を満たすほか、法人と経営者の一体性解消等図っている（図ろうとしている）			
		①	取扱金融機関において、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全が図られていないプロパー融資残高がある。		
		②	取扱金融機関において、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全が図られていないプロパー融資を保証付融資と同時に実行する。		
		③	財務要件（「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」）を満たしている。		
		その他	以下の項目に該当している。 ・法人と経営者個人の資産・経理が明確に区分されている ・法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与・配当・オーナーへの貸付等）について社会通念上適切な範囲を超えていない ・適時適切に財務情報等が提供されている		
②	一定の財務要件を備えた保証制度による対応の場合 【財務要件型】	直近決算期において、下記の基準1、基準2あるいは基準3においてそれぞれ（1）（2）のうち1項目および（3）（4）のうち1項目該当する。 ※「財務要件型無保証人保証制度」でのご利用となります。			
			基準1	基準2	基準3
		純資産額	5千万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上
		(1) 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
		(2) 純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
		(3) 使用総資本営業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
		(4) インデット・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上
③	充分な保全がとられている場合 【担保充足型】	申込人または代表者本人が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている場合。 ※担保提供者が申込人以外の場合には、物上保証人になっていただく必要があります。			

●期中時の取扱い

経営者保証が付された既往の保証付融資について、経営者保証の解除の要請があった場合には、以下の取扱いとなります。

経営者保証の取扱い		期中時の取扱い		
		①金融機関連携型	②財務要件型	③担保充足型
借 換	保証時の取扱いの①～③のいずれかに該当する場合は、新規の保証付き融資で借換することにより解除することができます。	○	○	○
条件変更	保証時の取扱い①に該当する場合は、条件変更により経営者保証を解除することができます。	○	×	×

●事業承継時の取扱い

経営者の交代により事業承継される場合、経営者保証が付された既往の保証付き融資については以下の取扱いとなります。

経営者保証の取扱い	
原 則	旧代表者が引き続き保証参加する場合は、後継者（新代表者）の保証追加は行いません。
例 外	但し、旧代表者の保証解除要請があり、既往の保証付き融資の返済が正常で、新代表者の保証を追加する場合には、基本的に旧代表者の保証を解除します。

●その他

保証時の取扱い「金融機関連携型」の要件により保証付き融資について経営者保証を不要とした後、プロパー融資について経営者保証を追加する場合、保証付き融資においても経営者保証を追加することについて協会と協議する必要があります。

5. 保証料の上乗せによる経営者保証を不要とする取扱いについて

令和6年3月15日より、保証料の上乗せによる経営者保証を不要とする『事業者選択型経営者保証非提供制度（以下、事業者選択型制度）』の取扱いを開始しています。

本取扱いは、これまでの経営者保証を不要とする取扱いよりも緩和した要件にて、既存の保証制度※を利用して、保証料の上乗せを条件に経営者保証を不要と出来ます。

※一部対象とならない保証制度もございます。

●事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）

ご利用いただける方	ご利用する保証制度の要件を満たしたうえで、次の(1)から(5)をすべて満たす法人（※1） (1)過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること (2)直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと (3)次のいずれかを満たすこと ①直前決算において債務超過でない（※2） ②直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない（※3） (4)次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること ①保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること ②保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと (5)保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること ※1 法人の設立後最初の事業年度（設立事業年度）の決算がない法人の場合、(1)、(2)及び(3)は問いません 設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合(3)は問いません ※2 貸借対照表において「純資産の額≧0」となること ※3 損益計算書において「経常利益+減価償却≧0」となること
保証料率	ご利用いただける方(3)①及び②のいずれも満たす場合 ご利用する保証制度の保証料率に0.25%上乗せ ご利用いただける方(3)①又は②のいずれか一方を満たす場合、又は法人の設立後2事業年度の決算がない場合 ご利用する保証制度の保証料率に0.45%上乗せ
対象となる保証	原則として次の信用保険が付保された保証が本制度の対象となります ・無担保保険・公害防止保険・エネルギー対策保険・海外投資関係保険 ・新事業開拓保険・事業再生保険 (注①) 本制度は、個別の保証制度ではありません。 (注②) 法令の定めるところにより保証人を徴求しない保証は本制度の対象外。

●提出書類の取扱い

- ・事業者選択型制度のご利用を希望される場合
『事業者選択型経営者保証非提供制度』要件確認書兼誓約書』のご提出が必要となります。
 - ・経営者保証を提供することを希望される場合
『経営者保証に関するガイドライン』等に係るご説明』のご提出が必要となります。
- ※事業者選択型制度を利用しない場合
※申込人が個人の場合は不要です

提出書類パターン表

	①	②	③
事業者選択型制度の利用を希望	○	—	—
事業者選択型制度以外の経営者保証を不要とする制度等の利用を希望	—	○	—
経営者保証を提供することを希望	—	—	○

- ①「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書
- ②他の経営者保証不要制度の添付書類
※【金融機関連携型】の確認書（「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」確認書）等
- ③『経営者保証に関するガイドライン』等に係るご説明

●提出書類の取扱い

事業者選択型制度のご利用を希望される場合は、信用保証依頼書の保証制度欄に「利用する保証制度名（横断的制度）」とご記載ください。

- 例) 一般保証の場合
一般保証（横断的制度）

信用保証業務の概要

6. 主な保証制度(令和7年4月1日現在)

	保証制度名	制度の内容
協会制度	一般保証	通常の保証制度
	創業関連保証	新規開業、分社化で資金が必要な方
	スタートアップ創出促進保証	新規開業、分社化で資金が必要な方向けの経営者保証不要制度
	中小企業特定社債（SDG s 貢献型）	SDGsに貢献する取組みを継続的に行っている、又は行おうとしている方で、社債（私募債）の発行により資金調達をお考えの方
	改善サポート（事業再生計画実施関連保証）	認定支援機関との連携で経営の強化や経営の再建を図る方
	事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度	負担する信用保証料の一部を国が補助することにより、経営者保証に依存しない融資慣行の確立をさらに加速し、事業の発展に繋げたい方
	プロパー融資借換特別保証制度	既存のプロパー融資から、経営者保証を提供しない保証制度へ借換えをお考えの方
	無担保バワフル	企業格付けをもとに、当協会の定めた審査基準に該当し、取扱金融機関において償還能力があると認めた法人
	デラックス100	経営に必要な資金を安定的に供給し、事業振興に寄与していきたい法人
	タイアップ50	協会と金融機関が協調し、資金繰りの安定と発展をサポートしていきたい法人
	アドバンス当座貸越	経営に必要な資金を反復継続的かつ安定的に供給していきたい方
	集約ローン20	超長期の分割返済により、既往借入金の借換及び新たな事業資金を供給することで資金繰りの円滑化を図る方
	短期継続保証	継続した短期資金を供給することで資金繰りの安定化を図りたい方
	タイムリー保証	経営の維持・発展のためのスピーディーな事業資金を必要とする方
	協調支援型特別保証	金融機関のプロパー融資と保証付き融資を組み合わせることなどにより、経営の安定・維持を図りたい方
	アシスト保証	金融機関と保証協会が協調し、資金繰りの安定化と発展をサポートすることを目的とした保証制度
	SDGs推進保証	SDGsに貢献する取組みを継続的に行っている、又は行おうとしている方で、安定した経営の強化を図りたい方
奈良県制度	経営強化資金	事業資金を必要とする方
	創業支援資金利用者	過去に県制度融資の「創業支援資金」を利用した方で、創業後5年未満の方
	小規模企業者支援資金	小規模事業者で事業資金を必要とする方
	商工会議所・商工会特別枠	
	地域産業振興資金	地域産業事業者で事業資金を必要とする方
	チャレンジ応援資金	
	ブラッシュアップ枠（県産木材利用促進含）	新たな事業の展開や設備導入等をお考えの方
	小規模企業枠	
	チャレンジ資金保証（地域未来投資促進）	付加価値額の向上が期待できる事業の投資を実施する方
	チャレンジ資金保証【脱炭素枠】	再生可能エネルギーを活用する施設等や省エネルギーに資する設備等を導入する方
	創業支援資金	
	離職者等起業促進支援	
	認定特定支援	
	ブラッシュアップ枠	
	南部・東部枠	新規開業、分社化で資金が必要な方
	飲食店枠	
	宿泊施設枠	
	女性・若者・シニア・U I Jターン枠	
	県改善サポート（再生支援融資保証）	産業競争力強化法に規定する認定支援機関の連携で経営の再建を図る方
	経済緊急資金【経営環境変化・災害枠】	経営の環境変化に対応するための事業資金を必要とする方
	経済緊急資金【セーフティネット枠】	売上低下、取引先の倒産等で経営の安定に支障が生じている方
	SDGs推進資金	働きやすい職場づくりや従業員の処遇改善に積極的に取り組む方
	スタンダード認証枠	
	アドバンス認証枠	事業活動においてSDGsに関連する取組を実施する企業として奈良県より認定され、取引や雇用面での企業価値の向上を図る方

※上記以外にも、各市町村の融資制度があります。

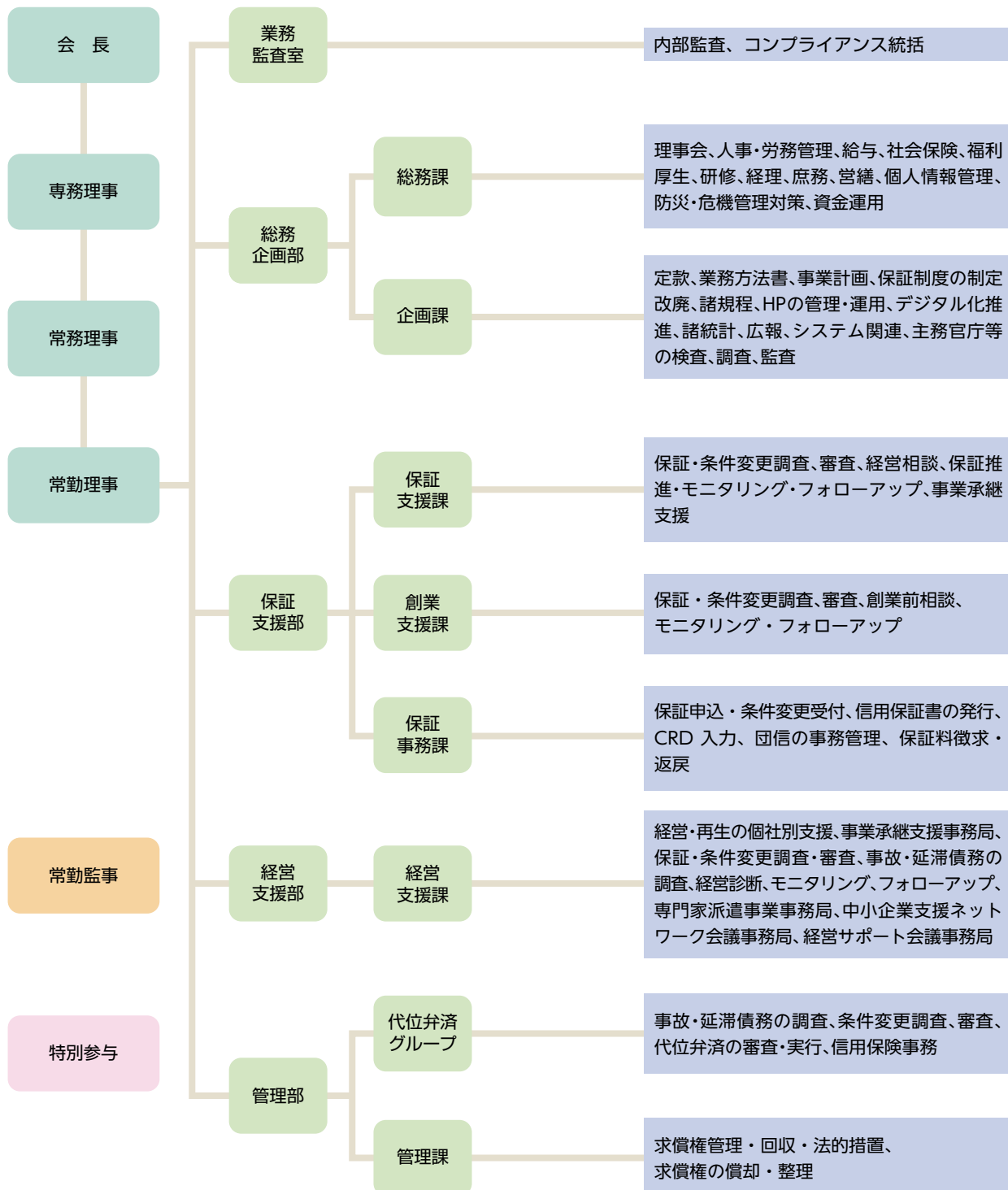
保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率（年率）	借入利率（年率）
2億8,000万円	運転・設備 運転設備	運転：10年以内 設備：15年以内 運設：15年以内	0.45%～1.90% 手割：0.39%～1.62%	金融機関所定利率
3,500万円	運転・設備 運転設備	10年以内	1.00%	
3,500万円	運転・設備 運転設備	10年以内	1.20%	
5億6,000万円	運転・設備 運転設備	2年以上7年以内	0.36%～1.52%	
2億8,000万円	運転・設備 運転設備	15年以内	0.80%（借換1.00%）	
8,000万円	運転・設備 運転設備	一括 1年以内 分割 10年以内	0.60%～2.25% ※保証申込日に応じて国からの 保証料補助が変動します	
2億8,000万円 （組合は4億8,000万円）	借換資金	一括 1年以内 分割 10年以内	0.45%～1.90%	
2億8,000万円	運転	10年以内	0.45%～1.35% （負担金 0.35%～1.05%）	
1,000万円～1億円	運転	3年以内	0.35%～1.05%	
2億8,000万円	運転・設備 運転設備	10年以内	0.35%～1.25% （新規先0.25～1.15%）	
2億円	運転設備	2年以内	0.39%～0.68%	
2億8,000万円	運転	20年以内	0.45%～1.90%	
2億8,000万円	運転	2年以内	0.35%～1.80%	
8,000万円	運転	10年以内	0.45%～1.90%	
2億8,000万円 （組合は4億8,000万円）	運転・設備 運転設備	一括 1年以内 分割 10年以内	0.23%～1.43% ※保証申込日に応じて国からの 保証料補助が変動します	
2億8,000万円	運転	一括 1年以内 分割 15年以内	0.36%～1.21%	
3,000万円	運転・設備 運転設備	10年以内	0.36%～1.52%	
5,000万円	運転・設備 運転設備	10年以内	0.45%～1.56% 0.45%～0.80%	所定枠：金融機関所定 固定枠：2.075%
2,000万円	運転・設備 運転設備	10年以内	0.23%～1.59% 0.21%～1.44%	所定枠：金融機関所定 固定枠：1.575%
5,000万円	運転・設備 運転設備	10年以内	0.18%～1.29%	所定枠：金融機関所定 固定枠：1.575%
2億8,000万円 （運転は8,000万円以下かつ設 備資金の1/3以下）	運転・設備 運転設備	運転：10年以内 設備：15年以内 運設：15年以内	0.00%～1.20%	金融機関所定利率
5,000万円 （運転は設備資金の1/3以下）			0.00%	0.00% 所定枠：金融機関所定 固定枠：1.775%
2億8,000万円 （運転は8,000万円）	運転・設備 運転設備	運転：7年以内 設備：15年以内	0.00%	金融機関所定利率
2億8,000万円	設備	15年以内	0.00%～0.96%	金融機関所定利率
3,500万円	運転・設備 運転設備	7年以内	0.80%	1.575%
1,500万円			0.00%	0.00%
5,000万円	運転・設備 運転設備	15年以内	0.60%（借換0.80%）	1.75%
5,000万円	運転・設備 運転設備	7年以内	0.45%～1.56%	所定枠：金融機関所定 固定枠：5年以内 1.700% 5年超 1.750%
5,000万円	運転	7年以内	1～4・6号：0.70% 5・7・8号：0.63%	所定枠：金融機関所定 固定枠：5年以内 1.700% 5年超 1.750%
5,000万円	運転・設備 運転設備	7年以内	0.00%	金融機関所定利率
5,000万円		10年以内		
1億円		運転：10年以内 設備：15年以内		

役員等名簿

(敬称略)
令和7年7月1日現在

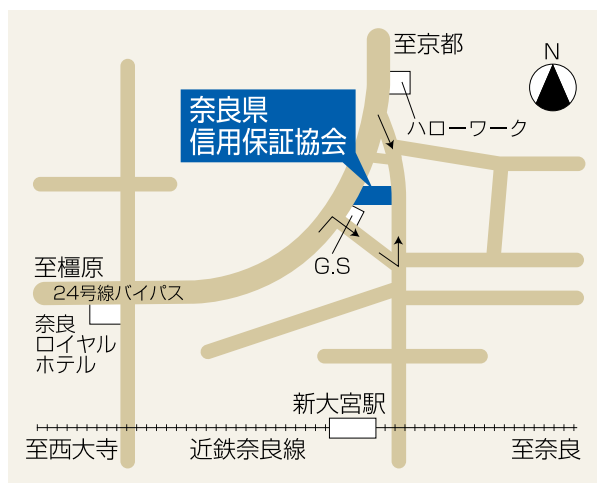
役 名	氏 名	備 考
会 長	村 井 浩	常 勤
専 務 理 事	中 野 佳 人	常 勤
常 務 理 事	竹 邑 秀 隆	常 勤
常 勤 理 事	西 垣 訓 啓	常 勤
理 事	石 田 諭	非常勤 奈良県銀行協会 会長
同	今 仲 進	同 奈良県商工会連合会 専務理事
同	内 田 一 平	同 商工組合中央金庫 奈良支店長
同	菊 澤 竜 一	同 奈良信用金庫 理事長
同	高 田 知 彦	同 奈良中央信用金庫 理事長
同	出 口 武 男	同 奈良県中小企業団体中央会 特別顧問
同	中 川 輝 彰	同 三菱UFJ銀行 奈良支店長
同	中 村 正 徳	同 大和信用金庫 理事長
同	橋 本 隆 史	同 南都銀行 取締役会長
同	松 井 正 剛	同 奈良県市長会 代表
同	峯 川 郁 朗	同 奈良県商工会議所連合会 常任幹事
同	森 本 壮 一	同 奈良県 産業部長
同	山 嶋 浩 二	同 りそな銀行執行役員 奈良地域担当
監 事	米 田 昌 司	常 勤
監 事	川 崎 祥 記	非常勤 弁護士
監 事	森 田 洋 平	非常勤 公認会計士
特 別 顧 問	松 谷 幸 和	
顧 問	船 戸 伸 晃	
顧 問	近 藤 朗	

令和7年4月1日現在



事務所のご案内

■奈良県信用保証協会



所在地 〒630-8668 奈良市法蓮町163-2

総務企画部

総務課	TEL.0742-33-0551	FAX.0742-35-4501
企画課	TEL.0742-33-0548	

保証支援部

保証支援課	TEL.0742-33-0710	FAX.0742-33-0553
創業支援課	TEL.0742-33-3520	
保証事務課	TEL.0742-33-0552	

経営支援部

経営支援課	TEL.0742-33-0559	FAX.0742-33-6606
-------	------------------	------------------

管理部

代位弁済グループ	TEL.0742-33-0555	FAX.0742-33-3883
管理課	TEL.0742-33-0554	
業務監査室	TEL.0742-33-0512	FAX.0742-33-6606



発行：2025年8月
奈良県信用保証協会 総務企画部
表紙：十津川村 瀬峡



企業とともに未来を拓く

奈良県信用保証協会

<https://www.nara-cgc.or.jp>

奈良県信用保証協会 |

